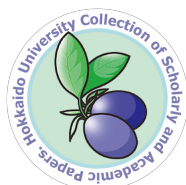




HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ロシア農民革命の世界 : 1917年3~7月
Author(s)	西山, 克典
Citation	北海道大學文學部紀要, 29(2), 1-46
Issue Date	1981-03-28
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/33450
Type	departmental bulletin paper
File Information	29-48_PL1-46.pdf



ロシア農民革命の世界

—— 1917年3～7月 ——

西 山 克 典

ロシア農民革命の世界

— 1917年3～7月 —

西 山 克 典

目 次

序 研究史の整理と課題設定

I 農村の胎動

II 農民大会

III 協調体制下の地方

IV 農民の「スチヒーヤ」

結びにかえて

序 研究史の整理と課題設定

ロシア革命を経た1920年代には、ロシア農民革命の把握に関して、草創期のソヴェト・マルクス主義歴史学と亡命エス・エル系の研究が対抗していた。エス・エル系の研究では、インテリゲンツィアの人民大衆からの乖離と政治的敗北に深い衝撃を受け、共同体の役割とそこにおける農民意識に対する強い関心が持続されていた。K. カチョロフスキーは、共同体に依る農民が農村への資本主義の浸透を阻止しつつ、「農民の集産的民主主義」を錬成してきたとし、ミールのサポートが農民革命の拠点として、又、農民の民主主義の拠点としてボリシェヴィズムにさえ対抗しうるものと確認していた。そして、彼は、インテリゲンツィアが革命過程において農民のこの性格を把握できなかった点に、エス・エルの政治的敗北を求め、民主主義の拠点としてのミールの蘇生とインテリゲンツィアの「勤労階級としての」それへの自己変革に新たな期待を託し

ていた。B. ルードネフにあっては、農民のスチヒーヤ（стихия）の能動的・積極的役割と、ポリシェヴィキ農政から自主的な農民の共同体的スチヒーヤの発現が確認され、この「スチヒーヤの力」と「理性の力」の実りある結合のなかに、ナロードニキ思想の革命後の新たな回生と課題が展望されていた。⁽¹⁾

ソ連国内では、実証的研究がすでに農民革命における共同体の積極的役割を確認していたが、⁽²⁾20年代のソヴェト・マルクス主義は革命期における共同体の役割と農民の意識に冷淡であった。郷・村共同体に依拠して組織された郷委員会をはじめとする種々の委員会は、個々の農民騒擾における役割は指摘されても、全体として、県・郡レベルの臨時政府地方行政機関に従属する「ブルジョワ民主主義的権力機関」とされ、共同体は単に、「資本主義以前の身分的農民組織の遺物」と扱われていた。⁽³⁾又、農民の意識の内在的分析が志向されず、「スチヒーヤ性」（стихийность）と「組織性」の区分を一つの指標として、農民運動の性格と発展の時期区分が説明された。⁽⁴⁾スターリン体制下では、史料刊行が著しく限定されるとともに、「レーニンとスターリンの党」に指導されたポリシェヴィキの農業綱領・農業政策と予定調和的に農民運動が描かれた。20年代研究の枠組を継承しつつ、「組織性」と「意識性」に力点が置かれ、農民運動における「スチヒーヤ性」は、否定的に扱われるとともに、しばしば、⁽⁵⁾クラークや協調派社会主義者に結びつけて説明された。スターリン批判後、ロシア革命40周年を契機として、多くの史料集が編纂され、1917年の農民運動に関する研究も大きく進展した。しかし、それは、20年代に形成され、スターリン体制下で固定化した研究枠組からの脱出の道を模索している状況にある。人民の「創造性」（творчество）の観点から、変革期における人民の諸運動を積極的、多面的にとらえ直すようとする研究方向も、党の指導性の下での「組織性」と「意識性」の評価に帰着している。⁽⁶⁾1920年代の共同体の研究、エス・エル研究も復活進展し、農民の社会意識の研究分野も様々な素材と方法を伴って拓れつつあるが、共同体における農民の社会意識の内在的分析、共同体の日常

性と変革期における役割・機能の分野では、研究はみるべき成果をあげていない。⁽⁷⁾

欧米では、1920年代以降、公刊史料集に基づいて実証的研究が行われ、ソヴェト史学と異なる論点が提出されている。そこでは、村・郷次元の伝統的なサポートに依る農民の動向がたどられ、農民運動が自主的に進行し、ポリシェヴィキー、さらにエス・エルについてさえ、何らかの意味で「指導」の事実はないとされる。⁽⁸⁾ また、農民の社会意識が共同体との関連で言及されるが、変革期における意識の内在的分析にまでは及んでいない。⁽⁹⁾ それは、欧米の研究主題が、都市中心に進められた近代化（工業化）に伴う都市と農村の離反と、都市労働者に依拠したポリシェヴィキーの政治革命と伝統に依り近代化に抵抗する農民運動の並存・対抗を指摘し、前者の勝利、権力掌握による「プロレタリアート独裁」の成立を説明することにあるためであり、民衆の動向は「アナキー」なものとして描かれる傾向がある。⁽¹⁰⁾

日本では、70年代に、農民革命が村・郷の共同体組織に依拠してなされ、総割替によって共同体が復活・強化されたと確認された。⁽¹¹⁾ 農民の要求に関しては、「土地国有化」のそれであるより、「土地は神によって創られ、誰のものでもない」という農民の伝統的社会意識を反映した「土地社会化」要求であるとされたり、⁽¹²⁾ 雇役制的農業構造の解明に引きつけられ分析されてきた。⁽¹³⁾ 和田氏は、農民のユートピアの歴史的変遷をさぐることにより、さらに深く農民の内面世界へ迫った。しかし、日露戦争と第一次ロシア革命により、ツァーリ信仰と「はるかなくに」のユートピアが終了し、農民はその後、共同体のユートピアを育んだという点には問題があり、また、共同体のユートピアが、共同体で継承・形成されてきた農民の社会意識の具体的分析を通しては明らかにされていない。⁽¹⁴⁾ 他方、村・郷次元で展開する農民騒擾や、県・郡レベルでの農民大会、地方権力機関の動向が、中央政府の農業政策とも関連させて、相互規定的・構造的に扱えられることがなく、カザン、ペンザ、リャザン、タムボフなど急進諸県と個々の農民騒擾の事例が、個別的に農民運動と

して例示・紹介されるに留⁽¹⁵⁾っている。

以上のように、20年代にエス・エル系研究者らによって苦い想いをこめて提出された農民の「スチヒーヤ」の問題は十分に研究対象として消化されてこなかった。そのことは、農民の自律的な社会意識が「勤労原理」とかツァーリ信仰の側面で部分的に言及されるにとどまり、村・郷の共同体世界での農民「スチヒーヤ」の発現過程が全体的に分析されるのを阻げ、さらに農民革命展開の構造を村・郷一県・郡—中央政府の各レベルで相互規定的にとらえる視点が欠落することと関連していたといえる。本稿では、中央農業地帯と沿ヴォルガ地帯の12県を中心に—ここは1917-18年の農民革命の拠点地域である—、1917年3-7月期の農民運動を対象とし、第一に、県・郡レベルの農民大会が協調体制下で醸成した矛盾・緊張関係を構造的にとらえ、第二に、この緊張・矛盾の基底的推進力として、郷・村共同体の世界で展開した農民の「スチヒーヤ」を、農民の結衆の場、行動の様式とリズム、農民の変革期における社会意識の分析を通じて明らかにすることを課題とする。

註

- (1) К. Р. Качоровский, Крестьянство и интеллигенция, «Современные записки», V, 1921, Париж; Его же, Общины в революции и контр-революции, «Воля России», 1924, № 18-19, Прага; К. Р. Kachorovsky, "The Russian Land Commune in History and To-day," *The Slavonic Review*, vol. III. no. 21 (March, 1929); В. Руднев, Около земли, «Современные записки», XVIII, 1924, Париж.
- (2) В. Келлер и И. Романенко, Первые итоги аграрной реформы, Воронеж, 1922.
- (3) С. М. Дубровский, Крестьянские организации в 1917 г., «На аграрном фронте», 1927, № 10, с. 54; М. Кубанин, К истории Октября в деревне, «Историк-марксист», 1928, № 7, с. 18, 29; 20年代のマルクス主義史学では、農民運動における共同体の役割について個々の言及はみられるが、積極的な位置づけを伴う方法論に裏づけられず、実証の要請する限りでの指摘にとどまっている。И. Верменичев, Аграрное движение в 1917 году, «На аграрном фронте», 1926, № 2, с. 60. シェスタコフが村・郷スホートで採択されるブリガヴォールに農民要求が反映されていると指摘する

- のもその限りにおいてである。А. В. Шестаков, Июльские дни в деревне (1917 г.), «Пролетарская революция», 1927, № 7, с. 45, 61.
- (4) この「組織性」—「スチヒーヤ性」の視点から、農民運動を「組織的」организованный, —「破壊的」разгромный,あるいは「平和的」мирный —「占拠的」захватный と対置・識別する形態区分法, この形態区分法を援用しつつ, 運動を3月, 4—7月, 8月, 9—10月の四つに分ける時期区分法が, 20年代後半に確立した。И. Верменичев, указ. статья, с. 46, 53-4; М. Н. Покровский, Я. А. Яковлев (под ред.), Крестьянское движение в 1917 году, М.-Л., 1927, с. XIII.
- (5) スターリン体制下では『全ソ連邦共産党(ボ)小教程』に準拠し, 農民運動に対する党とソヴェト国家の指導性が強調され, 農民革命における「スチヒーヤ性」が否定的に扱われ, 研究の対象は農民ソヴェトに向けられ, 村・郷のサポートを中心とする共同体の世界へは関心が払われなかった。《Борьба за землю в 1917 г.», «Красный, архив», 1936, т. 78 (№ 5), с. 85-7; Е. А. Луцкий, К истории конфискации помещичьих имений в 1917-1918 годах, «Известия Академии Наук СССР», т. 5, № 6 (1948), с. 503-4; его же, Передел земли весной 1918 года, «Известия Академии Наук СССР», т. 6, № 3 (1949), с. 228, 244-5; Т. А. Ремезова, Советы крестьянских депутатов в 1917 г., «Исторические записки», т. 32, М., 1950, с. 3-4, 7.
- (6) Ю. С. Токарев, Народное правотворчество накануне Великой Октябрьской соц. рев. (март-октябрь 1917 г.), М.-Л., 1965, с. 11.-18, 105-112.
- (7) Н. М. Силаева, К характеристике документов сельских комитетов и сельских сходов (1917 г.), сб. статей «Октябрь в Поволжье и Приуралье», Казань, 1972; Д. С. Секиринский, Источники по истории формирования классового сознания крестьянства в конце XIX-начале XXв. и методы их группировки (По материалам Таврической губернии), сб. статей «Советская историография аграрной истории СССР (до 1917 г.)», Кишнев, 1978. Б. Н. Миронов, Влияние крепостного права на отношение русского крестьянства к труду, там же; П. Я. Мирошникенко, Пословицы и поговорки как источник по истории сознания крестьянства периода кризиса крепостничества, там же. しかし, 1917年の農民運動の分野では, 郷執行委員会をブルジョワ民主主義的な臨時政府の下部機関とする見解を批判し, 下級農民諸機関を貧・中農の利害を反映していたとする動向も現われ, 農民運動の形態, 時期区分でも, 20年代以来の定説への批判と変更が生じつつある。А. М. Анфимов, Т. В. Осипова, Историкографические итоги и задачи изучения истории

- российского крестьянства периода империализма, там же, с. 9-10, 12-13. また、農奴解放期、ロシア革命以前の農民の社会意識、共同体に関するすぐれた研究成果も現れ始めた。Г. А. Кавтарадзе, К истории крестьянского самосознания периода реформы 1861 г., «Вестник Ленинградского университета», 1969, № 14: А. М. Анфимов, П. Н. Зырянов, Некоторые черты эволюции русской крестьянской общины в пореформенный период (1861-1914 гг.), «История СССР», 1980, № 4.
- (8) L. A. Owen, "The Russian Agrarian Revolution of 1917", *The Slavonic and East European Review*, vol. XII, № 34 (July 1933), pp. 162, 374-5.
- (9) Ibid., pp. 158, 370; D. Mitrany, *Marx against the Peasant. A Study in Social Dogmatism*, Chapel Hill, 1951, pp. 248-9 [ミトラニイ, 的場他訳『マルクスと農民—社会発展に関する前提の研究—』法政大学出版会 昭和31年 236-8頁 注(87)] しかし、農奴解放期の農民の社会意識に関しては、ツァーリ信仰を中心にすぐれた研究がある。T. Emmons, "The Peasant and the Emancipation," in W. S. Vucinich ed., *The Peasant in Nineteenth-Century Russia*, Stanford, 1968; D. Field, *Rebels in the Name of the Tsar*, Boston, 1976.
- (10) 欧米の研究を貫いている「独裁」への関心は、「二重革命」に説明の枠組を求めている。そこでは、官僚的な国家組織に対抗する「アナーキー」な人民諸運動が、ポリシェヴィキエを権力につけ、逆に自からが抑圧と統制の対象とされることによって、より強固な官僚的国家組織が生れたとされるのである。F. Borkenau, "State and Revolution in the Paris Commune, the Russian Revolution and the Spanish Civil War", *Sociological Review*, 29 (1937), p. 67; D. Mitrany, op. cit., pp. 57, 66 [邦訳 90, 102頁]; J. L. H. Keep, *The Russian Revolution. A Study in Mass Mobilization*, London, 1976, p. x.
- (11) 保田孝一『ロシア革命とミール共同体』(1971年 御茶の水書房) とりわけ第三章「ロシア革命とミール共同体(1917~1925年)」; 長尾 久『ロシア十月革命の研究』(社会思想社 1973年) 62, 238, 243頁。
- (12) 長尾 同上 411-4頁; 保田 同上 289, 320頁; 山内靖子「ロシア十月革命と「土地会社化法」」, 『津田塾大学紀要』第9号(1977年3月)
- (13) 日南田静真「ロシアの「農民の指令」について」^{ナカース} 椎名重明編『土地公有の史的研究』(御茶の水書房 1978年) 所収。
- (14) 和田春樹『農民革命の世界 エセーニズムとマフノ』(東大出版会 1978年) 254-330頁。なお、和田氏はレーニンの党・大衆論、農業綱領、革命権力論を「スチヒーヤ」と「意識」の問題視角から捉え直そうとする大胆な試みも行っている。

る。和田春樹編 世界の思想家 22『レーニン』（平凡社 1977年）pp. 12-13, 78-9.

- (15) ただし、島田氏は、カザン県スバスク郡を例にとり、村・郷、県・郡、国家権力のレベルでの農民革命の展開プロセスを構造的にとらえようとした。島田孝夫「カザン県スバスク郡における農民運動の展開—1917年3月-10月—」『ロシア史研究』1974, No. 22.

I 農 村 の 胎 動

帝政ロシアの第一次大戦への参戦は、農村に決して平穏をもたらさしなかった。農民は地主に対して土地占拠、家畜放牧・踏害、森林盗伐などを行い、共同体からのフートル、オートルプの分離に強く抵抗し続けるとともに戦時経済がもたらした工業製品・日用雑貨の高騰に、商店や商人への攻撃でこたえ、農産物の固定価格制には穀物供出を減少させることで対応していた。戦時下における農民騒擾をはじめ種々の行動や日常生活のなかで、農民は共同体において継承して来た伝統的な社会意識を戦時状況に新たに⁽¹⁾対応させつつ保持していた。

1917年2月末の首都の革命は3月には地方都市に波及し、さらに農村部へ革命の知らせが伝っていった。農民は革命の知らせに接し、一部の地域での「王朝的」反動と騒擾を除き、首都および地方都市の2-3月革命を受容し、同時に彼らの意識に歴史的に纏いついてきたツァーリ信仰を拭き去った。メレヒノ郷（クールスク県）では郷長らにより郷スポーツが召集され、郷長は1905年が再来し、革命家と騒乱者が再びあらゆる噂を流し、ツァーリを取り替えようとしていると警告し、農民にツァーリ以外のどのような権力も認めないというプリガヴォールの作成を提案した。しかし、農民はそのようなプリガヴォールに署名するのを峻拒したのである。⁽²⁾農民は「今やツァーリはいない、事態は別である、自らむやみに悪いことが起こらないように気をつけねばならない」と意識し、何か巨大なことがなされたと感じつつ、「全き真理」（вся правда）⁽⁴⁾を求めて動き始めたのである。

農村への革命の波及は、農民に明らかに旧体制を想起させる人物を農村から排除する一連の突発的な激化騒擾を伴った。大地主オルローフ・ダヴィードフ伯の所領総監理人は、3月26日付の覚え書きで、「国家的変革の知らせが農民の間に次のような強い興奮を引き起こしたのは驚くにあたらない」と述べ、警察署、農場警備人が襲われ、武器の搜索がなされ、郷では到着した「代議員」の加ったスポーツが所領管理人と林務官などの排除と、農民が指定した人物との交替を要求した、と伝えている。⁽⁵⁾ブラヴェヴォ村(ペンザ県)では、3月10日の農民集会は、ある近隣地主を「最も熱烈な農奴主で、数十年にわたって我々を抑圧してきた我が村農民の虐待者」であり、「熱烈な王政主義者、反動家、貴族団長」であるとして、彼の逮捕・裁判を満場一致で求めている。農民は近隣の地主、地主領管理人、地方司政官、警察署、森番などを「旧体制支持者」⁽⁶⁾として、彼らの世界から排除する動きに出たのである。⁽⁷⁾

また、農民は村・郷スポーツに結衆しつつ、村長、郷長などの改選・交替を行い、⁽⁸⁾様々の名称の委員会を組織し、共同体自治機構を改変し、自からの革命の課題を表明した。アグラフェニナ・プストウィニ村(リヤザン県)の3月19日の農民総会では、首都の革命について知らされ、憲法制定議会の召集と民主共和国の樹立、全ての土地、工場、自由の人民への移譲を要求するとともに、10人から成る村執行委員会を選出した。⁽⁹⁾フレノヴォエ村(ヴォローネシ県)の「共同体執行委員会」の「我が綱領」は、全ての私有地、国有林の「フレノヴォエ共同体の財産」への移譲を掲げ、憲法制定議会がこの要求を実現し、全ての官吏を廃し、「共同体財産」からの収入で、共同体が全ての行政を自からに引き受けると表明した。⁽¹⁰⁾

同時に、農民は三月の雪解けと春の農作業の準備に促されて、在地での具体的な土地=労働関係の規制にとりかかった。ムラエヴニャ郷(リヤザン県)の臨時執行委員会は、3月30日に、差し迫る夏畑播種を前に、近隣地主から、1デシャチナ5ルーブリで借地すると決定した。しかし、地主との自発的協定が成立しえないことを考慮し、「地主から必

要な土地を没収し、それを自からの裁量で管理する、即ち、委員会が没収した土地を農民に均等に分配する」と確認した。⁽¹¹⁾ ルスコエ・マスキノ村（ベンザ県）の4月6日の村スホートは、そのブリガヴォールによれば、「近隣の地主達から土地を得ることにより、我々の土地面積を拡大すること」を審議したし、⁽¹²⁾ アナスタソヴォ郷委員会（シムビルスク県）は近隣地主との借地料に関して、「地方的諸条件から公正な価格を定め、地主の意志に反して播種を行う」と決定した。⁽¹³⁾ ボゴリュボフカ郷（サマラ県）の郷委員会は、4月16日の郷スホートのブリガヴォールに依拠し、近隣地主に地目、地積、借地料を定め、郷内各村へ土地を強制的に貸し出すことを迫った。⁽¹⁴⁾ ボルトスルマン郷（シムビルスク県）の郷委員会は捕虜労働の使用禁止と地方農民の雇用を求めつつ、四月期の農作業雇用条件として、八時間労働で農夫4ルーブリ、農婦2ルーブリと日雇いの報酬額を定めた。⁽¹⁵⁾

農村への革命の波及は、様々の分野で農村の社会秩序に変動をもたらした、地方の地主層、行政機関に大きな脅威を与えるものであった。サマラ県の地主 B. П. オルローフ・ヂェニーソフ伯は内相宛書翰で、自分の所領が「農民の制圧下にあり」、農民が暴行を働き、使用人が逃散したと伝え、「浪籍者」の逮捕、略奪物の返還、秩序の回復とともに、「新体制の下でも、他人の所有を尊重し、自からの物質的狀態の改善を立法機関へ期待しなければならない」と地方当局が農民に説明することを求めた。⁽¹⁶⁾ サラトフ県の地主達は法相へ、「サラトフ県は緊迫した時機に遭遇している、多くの地域で、新たに形成された村・郷委員会が不法な決定を作成し、それに基づき勝手に地主、オートルブ農の夏畑播種に準備された土地を占拠し、役畜・農具を自分達で分けながら没収している、所領から捕虜を排除し、彼らを自からの仕事にあて、地方住民を脅し、地主に雇われるのを禁止している」と伝え、「気儘な」逮捕、「不法な」住居侵入、「乱暴な」搜索などの暴行へ対抗措置がとられなければ、「まもなく県全体がアナーキーにとらえられるだろう」と強い危惧と警告を発していた。⁽¹⁷⁾ 地方当局も同じ危機感に捉えられていた。⁽¹⁸⁾

以上のように、首都の革命が農村へ波及していく過程で、農民は彼らの意識に纏い着いていたツァーリ信仰を拭い去り、村・郷サポートに結集しつつ、様々な名称の下に村・郷レベルで委員会を組織し、共同体機構を改変しつつ、「旧体制」の体现者を彼らの世界から排除し始め、春の農作業を前にして、土地＝労働関係の規制に向った。郷村共同体の世界で、農民の「スチヒーヤ」が動き出し、それは、地主や地方当局者に鋭い危機感を抱かせたのである。

註

- (1) 参戦後に農村で高揚した愛国心も地主に危惧を与えるものであり、農村で流布した噂、会話、故郷へ宛てた出征兵士の手紙において、また、農村での種々の騒擾のなかで、土地への熱望を中核とする農民の伝統的社会意識がみられるが、これは戦時下にあつていくらか変容している。参戦への褒賞として、ツァーリによって土地分与がなされるという期待が、ドイツ人の土地の分割や地主の利敵行為という観念と結びつき意識されていた。А. М. Анфимов (ред.), Крестьянское движение в России в годы первой мировой войны. сборник документов и материалов, М., 1965. док. № № 16, 19, 48, 49, 55, 66, 68, 85, 119, 134, 137, 154, 200, 215, 222, 239, 245, прим. 18, 159.
- (2) П. Романов, Март-май 1917 г. «Красный архив», т. XV, 1926, с. 33-5.
- (3) «Борьба за установление и упрочение советской власти в Курской губернии», сборник документов и материалов, Курск, 1957 [以下「Курск」と略記], № 12. с. 10-11.
- (4) «Красный архив», т. XV, 1926, с. 34-5. 国会臨時委員会に付設された地方連絡部は、3-5月期の地方情勢を「ロシアの百姓はツァーリに愛着を抱いており、ツァーリなしでは“生きていけない”という広くいきわたった信念は、農民がそれなくして“生きていくことができなかった”者なしで生きていくと理解したとき、一致した喜びと安堵の息吹きをもって、明らかに斥けられた」と把握していた。Там же, с. 35. だが、首都の二月革命およびその地方への波及過程で、民衆の歴史的なツァーリ信仰は決してストレートに容易に消滅したのではない。二月革命期以降、ペトログラート労兵ソヴェトへ送られた「とりわけ虐げられた蒙昧な住民層」の手紙では、「善良なツァーリ」に自からの要望の解決が期待され、一部の兵士は、「もし我々に有能な(дельный)ツァーリを戴く共和国が与えられればよからう」とか、「我々のもとでは新しいツァーリを戴く共和国が生れるであろう」と記していたのである。Г. Л. Соболев, Письма в

Петроградский Совет рабочих и солдатских депутатов как источник для изучения общественной психологии в России в 1917 г. «Вспомогательные исторические дисциплины», сборник I, Л., 1968, с. 169-170.

- (5) «Революционное движение в России после свержения самодержавия», документы и материалы, М., 1957 [以下「Март」と略記] № 666, с. 692 この覚え書きは、また、1916年夏から農村に「漠然とした人心の醸成」がみられ、1905年実現されなかった土地移譲のために戦争終結がまたれているという噂が流布していたことを指摘している。
- (6) Там же, № 637, с. 674.
- (7) М. Н. Покровский и Я. А. Яковлев (под ред.), Крестьянское движение в 1917 г. документы и материалы, М.-Л., 1927 [以下「К. Д.»と略記] с. 10: «Борьба за установление и упрочение советской власти в Симбирской губернии», сборник документов и материалов, Ульяновск, 1957. [以下「Симбирск」と略記], № 11, с. 31-2.
- (8) «Март», № 661, с. 687.
- (9) Там же, № 658, с. 686.
- (10) Там же, № 681, с. 706. その他多くの村・郷サポートで採択された決議、ブリガヴォール、ナカースの中で、農民は自からの革命課題を表明していた。
Там же, № № 628, 655, 687.
- (11) Там же, № 675, с. 701.
- (12) «Революционное движение в России в апреле 1917 г.», документы и материалы, М., 1958 [以下「Апрель」と略記], № 559, с. 575.
- (13) Там же, № 569, с. 583.
- (14) «Подготовка и проведение Великой Октябрьской социалистической революции в Самарской губернии», документы и материалы, Куйбышев, 1957, [以下「Самара」と略記], № 26, с. 49.
- (15) «Симбирск», № 12, с. 32-3.
- (16) «Март», № 642, с. 676.
- (17) «Апрель», № 609, с. 613.
- (18) たとえば、サマール県コミッサールの3月21日付内相宛電報は、「緊迫した通報が諸郡から入ってきている」と伝え、地方司政官、村・郷役人の排除、ボグロムとともに、農民が憲法制定議會をまたずに、春に土地没収にとりかかろうとしており、地主は農作業の遂行に危惧を抱いている、と指摘している。「Март», № 666, с. 687.

II 農民大会

中央農業地帯と沿ヴォルガ地帯では、五月に全露農民大会が開かれるまでに、県・郡レベルで多くの農民大会が開かれた（表 I 参照）。

表 I 1917年3-5月期の県・郡農民大会一覧表*

(1)

日 付	県・群 農 民 大 会	典 拠
III.17-23	サマーラ郡農民代議員大会	《С. К.》 ч. 1, с. 92-3; 《Март》 прим. 150; 《Самара》 прим. 32.
III.19-20	ニジエゴロド県農民大会	《Март》 № 660; 《Нижегород》 с. 538.
III.20-21	シムビルスク県第一回農民大会	《Симбирек》 с. 330; 《Х. С.》, т. I. с. 251-2.
III.22-24	バラシヨフ郡（サラトフ県）農民ソヴェトが組織される	《Саратов》, с. 619.
IV.4-9	アレクシン郡（トウーラ県）農民大会	《Тула》 с. 367; 《Апрель》 № 555.
IV.5-6	トウーラ県第一回農民大会	《Тула》 № 18, с. 23; 《Апрель》 прим. 128.
IV.5-7	アラトウイルスク郡（シムビルスク県）農民大会	《Апрель》 № 619.
IV.6-7	タムボフ県第一回農民大会	《Тамбов》 с. 367.
IV.7-10	サラトフ県第一回農民大会	《С. К.》 ч. 1, с. 110-3.
IV.7-12	ペンザ県第一回農民大会	《Пенза》 № № 17, 18, 21.
IV.8-9	ブグリマ郡（サマーラ県）農民大会	《Самара》 с. 462.
IV.8-12	リヤザン県社会団体代表者大会	《Апрель》 № 575.
IV.8-12	ヴォローネシ県第一回農民大会	《С. К.》 ч. 1, с. 88; 《Май-июнь》 прим. 143.
IV.18	ノヴォ・ウゼンスク郡（サマーラ県）農民大会	《Апрель》 № 607.
IV.25-26	ブリャンスク郡（オリョール県）第一回農民大会	《Апрель》 № 369; 《Орел》 № 17.
IV.28	アトカルスク郡（サラトフ県）農民大会	《Саратов》 с. 621.
IV.30	ベトロフスク郡（サラトフ県）農民大会	《Саратов》 с. 621.
V.2	ヴェネフ郡（トウーラ県）農民大会	《Май-июнь》 прим. 150.
V.2-3	ボブров郡（ヴォローネシ県）農民大会	《С. К.》 ч. 1, с. 82-3.

日 付	県・郡 農 民 大 会	典 拠
V.3-4	チェボクサルイ郡（カザン県）農民大会	《Чувашия》 № 26.
V.6-13	カザン県第一回農民大会	《Май-июнь》 № 111.
V.7-13	クルスク県人民ソヴェト第一回会議が開かれる	《Курск》 с. 473.
V.11-15	ペンザ県第二回農民大会	《Пенза》 № 35; 《Май-июнь》 № 112.
V.13	ニジネゴロド県第二回農民大会	《Нижегород》 с. 541.
V.13-15	ベレフ郡（トゥーラ県）第一回農民大会	《Тула》 с. 369.
V.15-17	シムビルスク郡農民大会	《Симбирск》 № 29.
V.20- VI.6	サマール県第二回農民大会	《Самара》 № 37.
V.20-22	オリョール県農民ソヴェト組織大会	《Орел》 с. 299.
V.21-24	タムボフ県第二回農民大会	《Май-июнь》 прим. 145.
V.24-30	スパスク郡（カザン県）農民大会	《Май-июнь》 № 355; 《Татария》 с. 483.
V.28 以前	オドエフスク郡（トゥーラ県）第一回農民大会	《Тула》 №№ 49-51.
V.30	クルスク県人民ソヴェト会議	《Курск》 № 39.
V.（日 付未定）	ソイヴィリスク郡（カザン県）農民大会	《Чувашия》 с. 391.
V. 未頃	ドミトロフスク郡（オリョール県）農民大会	《Орел》 с. 5.

* 中央農業地帯6県、沿ヴォルガ地帯6県、計12県のみを対象とした。事実上の農民大会の性格をもった大会、会議も含めた。典拠欄の略記は本論文中的のものと同一である。

3-5月期に開かれたこれらの県郡農民大会は、エス・エルの圧倒的な影響の下に、臨時政府の戦争遂行を支持する決議を採択し、中央での協調体制の成立、連立政府の形成を受け入れ、支持するものであった。だが農業問題に関する決議では、私的土地所有の廃止と土地の勤労人民への移譲を求め、憲法制定議会の召集とそこでの土地問題の審議・解決という、いわば合法的な土地問題解決を基本的コースとしつつも、郷村共同体世界で進展している農民騒擾に対して、一連の過渡的諸方策をとるこ

とを中央政府へ求め、かつ、在地の土地関係調整に関する広範な権限の郷村委員会への委任を決定せざるを得なかった。

リャザン県では、3月25日にラーネンブルグ郡の諸社会团体執行委員会が、夏畑の耕耘と播種を前にして、借地問題を審議し23ヶ条と付則7項から成る決議を採択した。この決議は、地主との「協定」という法的擬制の下で、借地料規制などにより、地主経営に著しい制限を加え、土地売買の禁止、土地整理委員会の廃止など、ストルィピン改革を停止させることにより、土地改革に至る過渡的措置となしていた。だが、この決議の付則第七項は「働き手の報酬を定めた村のブリガヴォールは全て廃棄される」と述べ、郷村共同体の自主的な動きに対抗し、「労働者と雇主との協定による市場価格」が定められるとしていた⁽¹⁾のである。またタムボフ県農民大会（5月21日-24日）の決議は、「永久に私的土土地所有を廃し、あらゆる土地を性、民族、信条、身分による差別なく、自からの労働で土地を耕すことができる全ロシアの市民へ共有の財産として移譲し、土地をあらゆる税、賦課から解放する」と土地改革の基本的課題を確認しつつも、郷村での農民騒擾の進展に抑止的に対応した。すなわち、大会へ提出されたいくつかの郷の「非常に急進的なナカース；土地と資産の即刻の没収」という要求に対して、「どのような勝手な占拠もポグロムも許されないと」警告し、土地問題の最終的解決を憲法制定議会まで延期し、戦時下での穀物増産と生産手段の保全を農民に訴えていた⁽²⁾のである。その他の諸県、郡の農民大会で採択された決議も、郷村共同体で進展する農民騒擾に対抗しつつ、中央政府が一連の土地改革へ向けた緊急措置をとることを求め、同時に郷土地委員会へ広範な権限を移譲することにより、戦時下での播種拡大と穀物増産へ農民を方向づけるという基本的枠内でのニュアンスの差であった。

だが、いくつかの県では、県・郡農民大会決定のこの枠構造を極限まで緊張させ、破砕する急進的な過渡的諸措置が決定された。サマーラ県では、3月17日にサマーラ郡農民代議員大会が開かれ、戦争の勝利までの遂行と臨時政府への全幅の信任が表明され⁽³⁾、農業問題に関しては、土地は

勤労者に属し、土地所有形態は憲法制定議会在が定め、借地料は戦前の四分の一以下に下げられるとした案が作成された。⁽⁴⁾ 3月25日から29日まで開かれた第一回サマーラ県農民大会は、エス・エルを先頭とする21名から成る農民ソヴェト執行委員会を選出し、県人民委員会に参加することによって地方権力の構成を担い、村・郷の農民騒擾に対抗しつつ、土地問題に関する決議を採択した。この決議は前文で、私的土地所有の廃止と土地の勤労人民への移譲、土地に対する権利の勤労者のみへの認可を謳いつつ、その実現を最終的には、憲法制定議会での立法的手続きを経て達成されると述べ、それまでの「過渡的諸措置」を規定していた。この「過渡的諸措置」は、「1. 憲法制定議会までの土地利用臨時規則（一般規定）」、「2. 播種地拡大」、「3. 草地および家畜追込地」、「4. 土地紛争の解決」、「5. 土地整理事業」、「農業労働力」の項目から成り、ストルィピン農政による共同体破壊を停止させ、借地関係の規制を通して、地主的土地所有に著しい制限を加え（戦前借地料の四分の一）、草地・家畜追込地、森林などの共同体的用益地に対する農民の伝統的権利を奪還し保障するものであり、地主的土地所有を中心とする私的土地所有の事実上の廃棄を意味するものであった。⁽⁶⁾ 続いて同県で開かれたブグリマ郡農民大会、ノヴォウゼンスク郡農民大会も県農民大会の土地問題に関する決議と同じ性格の決議を採択した。⁽⁷⁾

ペンザ県では第一回県農民ソヴェト大会が4月9日に、憲法制定議会で獲得されるべき農民要求に関する決議を採択し、同時にエス・エル指導部の一部の反対をおして、憲法制定議会召集までの土地問題解決へ向けての臨時措置に関する決議を採択した。この臨時措置に関する決議は、借地料と労働報酬の規制、未播種地主地および共同体的用益地（森林、草刈場、放牧地、水飼場、家畜追込地など）に対する広範な用益・規制の権限を郷委員会へ与えるものであった。⁽⁹⁾ 第二回県農民大会は、農民を中心とする広範な勤労人民諸階層を代表して「県創立大会」と呼ばれ、中央に成立した連立政府へ条件付き支持を表明するとともに、⁽¹⁰⁾ 5月15日に土地問題に関する決議を採択した。この決議は第一回県大会のそれを

内容的に一層おし進めたもので、全ての私有地、農具・役畜が郷委員会によって記帳され、農民へ分配され、借地料が一切徴収されず、放牧地・草刈場が農民の用益に委ねられる点において、私的土地所有の事実上の⁽¹¹⁾廃絶を意味していた。

カザン県では、第一回県農民大会がエス・エル左派の主導の下に開かれ、5月13日のカザン県農民ソヴェト総会は、「全ての土地の郷委員会への移管および土地利用規則に関する決定」を採択した。この決定は第四項で、農民による土地分割ではなく、その利用のみを認めるという制限を付していたが、地主地をはじめとする全ての畑地、草地、地主の全ての農具・役畜・生産施設を郷委員会へ移管するとし、郷委員会は18才以上の両性の参加する村スホートで採択されたブリガヴォール持参者から成る郷大会で形成される、⁽¹²⁾としていた。第一回カザン県農民大会は、⁽¹³⁾労兵ソヴェトとともに、「革新された」臨時政府、即ち、中央で成立した協調体制へ支持を表明しつつ、土地問題に関する決定では、メンシェヴィキー、右派エス・エルを排して、憲法制定議会召集前に、村・郷スホートに依拠する郷委員会へ、事実上、土地を移譲する決定をなしたのである。

以上をまとめると、3-5月期の県・郡の農民大会は臨時政府とその戦争遂行を支持しつつ、中央で成立した連立政府を受容し、⁽¹⁴⁾土地問題に関しては、いずれも次のような内容の決議を行っていた。(Ⅰ)土地問題は、憲法制定議会で合法的手続きを経て解決される、(Ⅱ)それまでの過渡的措置として、政府へ一連の農業政策を要求し、(Ⅲ)郷委員会へ土地関係調整・規制のため広範な権限を委譲する。しかし(Ⅳ)郷村レヴェルで展開する農民騒擾は抑止する。これら四つのテーゼは、(Ⅰ)と(Ⅱ)、(Ⅰ)と(Ⅲ)、(Ⅲ)と(Ⅳ)が相互に対抗し、(Ⅰ)と(Ⅳ)、(Ⅱ)と(Ⅲ)が相補完しつつ、戦時下での「国家的利害」の名の下で、諸階級・諸階層の利害調整の糖衣に包摂され、緊張した均衡を保っていた。⁽¹⁵⁾しかし、サマーラ県、ペンザ県、カザン県の農民大会で採択された一連の「過渡的措置」に関する決定は、テーゼ(Ⅲ)の方向への著しい傾斜・強化を示し、

地主的土地所有を中核とする私的土地所有の事実上の廃絶を意味した。これら急進的な「過渡的措置」は、一般農民代議員からの圧力と地方エス・エルの急進化によってもたらされたが、協調体制そのものを打破する革命派の自立は、そこには認められず、農民大会指導部や地方当局に右派エス・エル、メンシェヴィキの協調派を留めるものであった。

5月4日から28日まで首都ペトログラードで開かれた全露農民大会は、この3-5月期の県・郡農民大会決議にみられる緊張した構成を反映し、全ロシア的に確認するものであった。大会はエス・エルの圧倒的優越の下で進行し、⁽¹⁶⁾5月初めに成立した中央の協調体制を完全に支持し、「最も積極的な国家防衛」のために戦争を支持し、⁽¹⁷⁾5月25日には農業問題に関する決議を採択した。この決議は、全ての土地所有を無償で廃止し、全人民の財産とし、勤労・均等用益に移行すると土地革命の原則を述べ、憲法制定議会によりこの原則が確認されるまでの土地利用臨時規則を八項にわたって規定した。第一項では、「困難な苦しい全世界的戦争の年にあつて、食糧危機の排除と全ロシア的な経済崩壊との成功的な闘いの必要性は全ての私的およびグループの利害が、最高の全人民的かつ全国家的利害の前に従順たることを無条件に求めている」と、この臨時土地利用規則の基調を、「全国家的利害」の下での諸階級・諸階層・諸グループの利害調整に求めた。そして、全ての土地、非生産的経営の農機具・役畜、労働能力を有する全ての者が土地委員会の管轄下に入り、農作物の取入れ、保蔵、借地料と労働報酬の規制が、現場の土地委員会に委ねられ、土地の売買・贈与・抵当化が厳禁された。地方の土地委員会には、「広範な発議と自主性」が認められたが、土地改革事業を「内訌と違法行為により困難にし、紛糾させる恐れのある事後承認的な占拠行為」には、⁽¹⁸⁾「国家的利害」の名で警告が発せられていた。

大会で採択された農業問題に関する決議は、3-5月期の中央農業地帯、沿ヴォルガ地帯の県・郡農民大会の決議を継承・反映して、協調体制下の農業政策＝土地問題解決方向の矛盾を孕んでおり、農業問題における中央政府と地方の対立・緊張を一連の県・郡で引き起こし、村・郷

の農民のスナヒーヤを促進させ、協調体制下での権力危機を構造的・重層的に展開させていくことになる。

註

- (1) 《Март》, № 644, с. 689-691. 三月初めに既に総割替と借地契約の廃棄を求めるブリガヴォールが、郡当局へ提出されていた。《Красный архив》, т. IV, 1926, с. 189.
- (2) А. В. Шестаков (под ред.), Советы крестьянских депутатов и другие крестьянские организации, т. 1, ч. 1, М., 1929 [以下《С. К.》と略記 с. 87-8; 《Революционное движение в России в мае-июне 1917 г. июньская демонстрация》, документы и материалы, М., 1959 [以下《Май-июнь》と略記], № 347, с. 401, прим. 145. с. 604.
- (3) 《С. К.》, ч. 1, с. 92.
- (4) 《Март》, прим. 150, с. 767.
- (5) 大会はチェレバエフカ村(ノヴォウゼンスク郡)農民の土地占拠に対して、「秩序と平穏」を呼びかけ、「説明」のため代表を派遣すると決定している。《С. К.》, ч. 1, с. 99-100.
- (6) Там же, с. 93-96. 1929年の史料集《С. Д.》と1957年の史料集《Март》では、土地問題に関する決議の構成に若干の相異があるが、決議を貫く基本的思考は同質である。См. 《Март》, № 668, с. 693-7.
- (7) Бугри́ма郡農民大会の決定は県大会より急進的であり、地代は4ルーブリ以下、家畜追込地の借地料は15-25コペイカ/デシャチナと定められ、決定は郡の全住民に義務的であるとされていた。А. С. Смирнов, Большевики и крестьянские съезды в период двоевластия. 《Вопросы истории КПСС》, 1970, № 10, с. 67. ノヴォウゼンスク郡の農業問題に関する決議についてはСм. 《Апрель》, № 607, с. 610-612.
- (8) 《Подготовка и победа Великой Октябрьской социалистической революции в Пензенской губернии》, сборник документов и материалов, Пенза, 1957. [以下《Пенза》と略記] № 16.
- (9) Там же, № 17, с. 52-5.
- (10) 大会へは、連立政府無条件支持を求めるメンシェヴィキーとエス・エルの決義案と条件付支持を求める急進諸派のそれが提出され、後者が圧倒的多数で採択された。В. А. Смирнов, Крестьянские съезды Пензенской губернии в 1917 году. 《История СССР》, 1967, № 2, с. 22.
- (11) 《Пенза》, № 35, с. 78-80; 《Май-июнь》, № 112, с. 165-6.
- (12) 《Татария в борьбе за победу пролетарской революции》, сборник документов и материалов, Казань, 1957 [以下《Татария》と略記, №

- 219, с. 164-5; «Май-июнь», № 111, с. 164-5.
- (13) 5月6日に召集されたカザン県第一回農民大会は、翌7日に県農民ソヴェトへ改組され、8日には労兵ソヴェトとの合同会議で、「革新された」臨時政府への支持を決議している。А. С. Смирнов, *Большевики и крестьянские съезды*, с. 72.
- (14) Ооршボヴァは3月から5月25日までに開かれた27の県農民大会、67の郡農民大会はシェリッセルブルグ郡農民大会を除いて、全てが臨時政府を支持したと確認している。Т. В. Осипова, *Классовая борьба в деревне в период подготовки и проведения Великой Октябрьской социалистической революции*, М., 1974, с. 76.
- (15) 1917年4-5月期に既に、「国家的利害」の名の下に階級協調を呼びかけ、土地委員会の活動を制限する方向がみられた。ニジェゴロド県執行委員会の4月7日の「檄-指令」は、3月22日の県農民ソヴェト大会決定を伝えつつ、その点を明瞭に示している。「Победа Октябрьской социалистической революции в Нижегородской губернии», сборник документов, Горький, 1957 [以下 «Нижегород» と略記], № № 147, 148, 150. 「国家的利害」の強調は、シムビルスク郡農民大会(5月15-17日)の決議にみられるように、憲法制定議会召集の前に、全ての土地を「全国的資産」と表明し、郷土地委員会が借地形態の下で地代を地主に支払いつつ、土地を利用するという提案にまで至る。同県コミッサールのカデット Ф. А. Горовинскийが、4月9日に国会議長ロヂヤンコ、首相兼内相リヴォーフに宛て、「時局の緊迫」を考慮し、「遅滞なく直接かつ公然と全ての土地を国有財産と認めること」を提案しているように、危機において「国家」が階級協調・調整機関として前面におしだされているのである。「Симбирск», № № 13, 29.
- (16) 大会参加者の党派別構成は、それが判明する1115名に関して、エス・エル、537名、社会民主党员、103名、人民社会主義者、4名、トゥルダヴィキ、6名、無党派、136名、党籍不明、329名であり、大会の組織・運営はエス・エルの指導の下に進行した。「С. К.», ч. 1, с. 132.
- (17) Там же, с. 135-8; «Май-июнь», № № 99, 101.
- (18) «С. К.», ч. 1, с. 146-8; «Май-июнь», № 104, с. 154-6.

III 協調体制下の地方

協調体制成立後の政府の農業政策は、第一次臨時政府のそれを継承していた。即ち、土地問題の解決を憲法制定議会に委ね、それまでは土地関係を基本的に現状維持し、戦時下での播種拡大と食糧確保を達成し、

下からの土地関係の変更をもたらす農民騒擾に抑圧的に対応するものであった。⁽¹⁾ 協調体制は5月の全露農民大会で連立政府支持決議をとりつけ、安定したかにみえたが、中央農業地帯と沿ヴォルガ地帯における5-7月期の県・郡農民大会は、中央政府と地方との間で緊張した軋轢を伴う地方権力の危機と自立化を生み出した。

シムビルスク県では、5月15-17日のシムビルスク郡農民大会が、地主層に大きな脅威を与え、県・郡コミッサールは、「住民の平穩を保持するために」、中央へ緊急の指令を求めた。⁽²⁾ 農相代理フルンチョーフは6月1日に、郡農民大会が違法であると通告し、県コミッサールは6月5日に郡コミッサールに、あらゆる占拠行為の違法性を指摘してその阻止を求めた。つづいて14日には県執行委員会があらゆる土地占拠を厳禁する決定を出した。⁽³⁾ しかし、村・郷次元では、農民騒擾は押し止め難く進展していった。⁽⁴⁾ トウーラ県では、6月16日に農民ソヴェト執行委員会が中央土地委員会作成の「憲法制定議会召集以前における全農業用地利用草案」を、その成立をまたずに地方委員会によって実施されると決定し、同時に、内相リヴォーフの農民騒擾阻止の提起に不同意を表明した。⁽⁵⁾ この決定は、地主層の激しい抗議を呼びおこし、中央政府からは違法であり、執行されるべきでないと通告され、農相チェルノーフからは県コミッサールへ、この決定の実施を阻止するように打電された。⁽⁶⁾ しかし、6・16決定はヴェネフ郡農民ソヴェト執行委員会によって全面支持され、トウーラ県執行委員会によっても裁可され、県執行委員会議長で県コミッサールのC. P. ズュービン（メンシェヴィキー）は、それらのポストからの辞意を表明するに至った。⁽⁷⁾ オリョール県では、6月15日に第一回県農民大会が、全ての地主地をただちに郷委員会の管轄下へ移すと決定した。6・15決定は県下の一連の郡土地委員会に受け入れられ、郷土地委員会はこの決定に依り土地占拠を行いはじめた。一部の郡土地委員会は郷土地委員会の動きを抑止する決定をなしたが、実効力を欠いていた。このような状況下で七月に県コミッサールの交替が行われ、新任コミッサールは、7月27日付の内務省宛報告で、全ての郡で農民騒擾

が確認されるとし、その起因を 6・15 決定に帰すとともに、農民騒擾を抑止する「実力」の不在を嘆かざるを得なかった。⁽⁸⁾ クールスク県では、5 月 30 日に県人民評議会が、憲法制定議会召集前に、土地売買の禁止、土地銀行とのあらゆる契約の破棄、借地料・労働報酬額の確定に関する広範な権限を土地委員会へ与えることなど一連の措置を政府に求める決議を採択した。⁽⁹⁾ 6 月 21 日にはドミトリエフ郡土地委員会が 6 月 16 日にはチム郡人民評議会が、憲法制定議会をまたずに、全ての土地を土地委員会の管轄下へ移し、農民に均等分割すると決定した。⁽¹⁰⁾ このような県・郡レベルの決定は、地主層の強い反発を招くとともに、村・郷の次元ではより急進的に実施され、地方の危機を醸成していった。⁽¹¹⁾ リヤザン県では農民大会をめぐる地方権力の危機が早くも 3 - 4 月期に顕わになっていた。ラーネンブルグ郡の 3 月 25 日の決定は、郡コミッサールのエス・エル、スーハレフらに指導されたが、内相、農相、市会からの反対に会い、郡コミッサールは辞意を表明し、3 月 31 日に決定は大幅に修正された。しかし、4 月 8 - 12 日に開かれた県農民大会は、ポリシェヴィキーの C. П. セレダーを議長に選出し、「土地利用臨時規則」を採択し、政府の「土地利用臨時規則」破棄の意向を排して、カデットのクチェネフに代えて県コミッサールにエス・エルのパーヴロフを選出した。中央政府は 5 月 18 日までクチェネフの罷免を認めず、このため約 1 ヶ月間、地方権力の危機が進行し、この後も、村・郷次元での農民騒擾の進展と地主層の地方権力への反発のため、危機は克服されず、継続深化していった。⁽¹²⁾

ヴォローネシ、サラトフ、タムボフ、ニジェゴロドの諸県では、5 - 7 月期に中央政府と厳しく対立する決定はみられなかったが、郷委員会を先頭とする農民騒擾がしばしば、郡レベルの是認を得て、村・郷の共同体で展開し、これが地主層の強い危惧を生み、地方権力の危機は深部で醸成していた。⁽¹⁴⁾ だが、中央政府と地方との緊張関係が最も鋭化したのは、ペンザ県、サマール県、カザン県においてであった。

ペンザ県では、5 月 11 - 15 日の第二回県農民大会が、連立政権の条件付き支持と憲法制定議会召集前の事実上の地主的土地所有廃止を決定

し、県の行政指導部には協調派社会主義者を選出し、中央から一定の自立化を示した。地方権力は危機に瀕し、内相、農相へ指示を求めた。農相チエルノーフは、5月15日の農民大会決定を違法と宣告し、首都へ県エス・エル右派指導部を呼び寄せて、大会決定の修正を説得し、彼らのこれへの同意と引き替えに、臨時政府は県コミッサールへの右派エス・エルのフェドロヴィッチの任命を了承した。⁽¹⁵⁾ 6月9日には首相リヴォーフが新任県コミッサールに、5・15決定の実施阻止に断乎たる措置を求めると打電した。⁽¹⁶⁾ ペンザへ戻った県エス・エル指導部は、チエルノーフが派遣した農務省のエミッサール、アクセリとともに5・15決定の修正に取りかかった。6月20日に郡コミッサールと県執行委員会代表者の合同会議で最終的に承認された決定は、郡土地委員会の認可の下でのみ郷土地委員会の活動を許し、村・郷次元での5・15決定の実施を強く抑止するものであった。⁽¹⁷⁾ このように5・15決定によって生じたペンザ県地方権力の自立化と危機は、県エス・エル指導部の中央政府との調整・妥協によって協調体制の枠内に収束されるかにみえた。しかし、地主層の反発と村・郷次元で自律的に展開する農民騒擾は抑え難かった。⁽¹⁸⁾

サマール県では5月20日から6月6日まで第二回県農民大会が開かれた。大会へ提出された約200の農民ナカースは、大部分が郷委員会への地主地の即刻の移譲を要求しており、協調派社会主義者はこれらの要求に反対し、大会代議員からの抗議にあうが、平のエス・エル党員は農民大衆の要求に従った。⁽¹⁹⁾ このような状況のなかで、エス・エルに分裂が起こり、エス・エル《マキシマリスト》は、大会決議の基礎に農民ナカースを置くことを提案したが、《ミニマリスト》はメンシェヴィキーの支持を得、憲法制定議会まで土地関係を現状維持し、第一回全露農民大会の農業問題に関する決議を採択することを提案した。一般農民代議員はエス・エル《ミニマリスト》に満足せず、大会では「憲法制定議会までの土地利用臨時規則」が採択された。⁽²⁰⁾ 「自からの労働によって耕されていない全ての土地」は土地委員会の管轄に入り、借地料は全廃され、規則への「違反と不履行」は懲戒されることになった。⁽²¹⁾ メンシェヴィキー

の A. H. カプツァンは、「土地利用臨時規則」に政府の是認を求める提案をしたが、大会多数は、「現場で革命を創出している民主勢力にとって、上からのどのような是認も必要としない」と応え、大会諸決定を政府に通告するために代表を派遣すると決定した。又、大会は、私有地の不法占拠は許されないという政府の回章や、「土地利用臨時規則」の廃棄を求める電文に従わないように地方へ打電すると決定した。大会で採択された「土地利用臨時規則」は県執行委員会によって裁可され、サマール県全体にとって義務的であると表明された。⁽²³⁾このような状況下で、大会決定に従わない県コミッサール H. B. オソルギーンがボイコットされ、6月14日には C. A. ヴォールコフが県人民権力執行委員会で県コミッサールに選出された。⁽²⁴⁾さらに、ニコラエフスク郡では、郡農労兵ソヴェトが6月16日の「指令一号」で、自からを「郡内における勤労農民および一般に全勤労民主勢力の利益擁護の任にある 最高政治権力」と宣言し、政府の郡コミッサールの解任を決定するに至った。⁽²⁵⁾

サマール県における県・郡レベルでの中央政府からの自立化は、中央との間に、6-7月期に緊張した関係を生んだ。6月20日の通知で、政府は第二回県農民大会決定を違法とし、県コミッサールのエス・エル右派、ヴォールコフに農民騒擾防止のため断呼たる措置を求めた。県エス・エル指導部は政府との関係調整のため首都の内務省、農務省を訪ねた。県農民ソヴェトは再度、7月3日、臨時政府の「土地利用臨時規則」廃棄命令を斥け、農相チェルノーフに「全県の明らかに表明された人民の意志」から離れないことを期待しつつ、現地は「土地利用臨時規則」にのみ指導されると確認、決定した。これに対して、チェルノーフはアクセーリをサマラへ派遣し、県農民ソヴェトと人民権力委員会で第二回農民大会決定の廃止を求めたが、成功しなかった。⁽²⁶⁾

カザン県では、5月13日の県農民大会決定以降、中央政府からの自立化が一層進展した。5月29-30日に開かれたスバスク郡農民大会は、5月13日の決定と全露農民大会決定に依拠し、憲法制定議会召集前に、地主地をはじめ全ての土地を農民へ移譲すると決定し、その措置を、大会

議長のポリシェヴィキー、Г. С. ゴルヂェーエフと社会保安委員会に委任した。⁽²⁸⁾ カザン県およびスパスク郡の自立・急進化に対して、内務省は6月12日、県コミッサールでエス・エルの B. A. チェルヌイシヨーフに、県農民大会決定とスパスク郡農民大会決定の違法性を通知し、県コミッサールは郡コミッサールとともに農民大会決定の実施阻止に動き始めた。⁽²⁹⁾ しかし、これに対抗して県農民ソヴェトは、県・郡コミッサールのボイコット・改選に出た。6月24日開催のスパスク郡農民大会は、5月29-30日の決定の無条件実施を確認し、地主ゲルケンに代えて、左派エス・エルの B. モーホフを郡コミッサールに選出・任命した。スパスク郡は、新任コミッサールと郡食糧委員会議長ゴルヂェーエフの下で、⁽³⁰⁾ 急進的な土地改革へ向けて動き出した。ライシェフ郡でも左派エス・エルの H. ストローガノフが郡コミッサールとなり、革命後三ヶ月間その地位にあった B. H. ベリコーヴィチは、6月2日付の県コミッサール宛報告で、全ての土地を食糧委員会の管轄下へ移す以外に農民騒擾を阻止できないと、自からの進退をかけて進言していた。⁽³¹⁾ チェボクサルイ郡でも、郡コミッサールの T. プローホロフが職を追われた。⁽³²⁾

このような郡レベルでの権力危機と自立化傾向のなかで、カザン県農民ソヴェトは、中央の内務省、農務省、全露農民ソヴェト執行委員会へ宛て、5・13決定実施の意図を表明した。即ち、県農民ソヴェトは6月15日の決定で、6月12日の内務省通達に対し、5・13決定を「人民の意志」とみなし、「上からの圧迫により人民の意志を軟化」させることへ抵抗の意志を示し、7月には、カザン管区裁判所検事に宛て5・13決定を擁護しつつ「革命的人民の不文の法」を実施すると表明した。⁽³³⁾ カザン県では、すでに二月革命以降、地方権力が慢性的危機の状態にあったが、⁽³⁴⁾ 5・13決定をめぐり、県農民ソヴェトがその擁護と実施を表明し、一連の郡コミッサールの交替を引き起こしつつ、県・郡レベルの権力危機と自立化が一層進んだのである。

以上のように、5-7月期の中央農業地帯と沿ヴォルガ地帯の県・郡農民大会は、憲法制定議会までの過渡的諸措置を決定し、土地改革の準

備と土地関係の規制を通じて播種地拡大・食糧増産を目指すものであったが、村・郷次元の農民騒擾を激化させ、地主層の地方権力への反撥を招き、様々のテンポと程度と様態において地方権力の危機を進展させた。⁽³⁸⁵⁾ シムビルスク、トゥーラ、オリョール、クールスク、リャザンの諸県では、土地問題をめぐる中央政府との政策的調整に苦慮しつつ、地方権力の危機は、県・郡レベルで進行した。ヴォローネシ、サラトフ、タムボフ、ニジネゴロドの諸県では、中央政府と対立する決定・措置はとられず、県・郡レベルでは、権力危機は明瞭な発現をみなかったが、村・郷次元での農民騒擾は進展し、地方権力の危機は基底的に深化・醸成されており、1917年秋に露わになる。これに対して上記のペンザ、サマーラ、カザンの三県では、県・郡レベルでの地方権力の危機は、協調体制下での中央政府からの自立化傾向となって現れ、県・郡レベルで「共和国」が形成された。しかし、農村地帯におけるこの一連の「共和国」は、「農民の階級的独裁」の萌芽的表現であっても、それを担う革命主体の脆弱性の故に、中央政府と明確に対決し得るものではなく、中央との妥協と協調により、それと共存しえた。⁽³⁸⁶⁾⁽³⁸⁷⁾

村・郷次元で自主的に展開する農民騒擾、県・郡レベルでの農民大会と地方権力、地方と中央との緊張した関係、土地問題をめぐるこれらの複合的・重層的な危機の醸成・進展は、中央の協調体制内にも矛盾と危機を露呈させた。第一次連立内閣で農業政策をめぐり、農相チェルノーフは首相兼内相リヴォーフ、食糧相ペシエホーフ、法相ペレヴェーブルゼフと対立し、中央土地委員会議長 A. C. ポーストニコフの辞意表明を招いた。第一次連立内閣と七月事件後の「残部内閣」(7月8-24日)でのチェルノーフ農政は、政府部内での軋轢・対立を示すものでこそあれ、土地問題をめぐり地方で進行する危機の積極的打解とはなりえなかった。⁽³⁸⁹⁾ 協調体制下のこのような複合的・重層的危機の基底的な推進力は、郷村の共同体世界における農民騒擾であり、それは「スチヒーヤ」として発現していた。

註

- (1) 農相 А. И. Шенгарыо́вは国会臨時委員会委員 С. И. Шидро́вスキイへ宛てた4月30日付書翰で、臨時政府の農政の基本を、「二重措置」と特徴づけ、一方では農民騒擾の抑止を、他方では、4月11日の播種地保全に関する政府決定、4月21日の土地委員会創設に関する決定に従いつつ、憲法制定議会の召集とそこでの土地問題の解決までは、農民の土地需要に応えつつ地主との土地紛争を法的手続きを経て解決すること、と説明していた。《Апрель》，№ 274.この「二重措置」は第一次連立内閣へも引き継がれるが、それが「二重」である限り、農相Черновと他の閣僚との間での意見の対立は避けがたかった。
- (2) 《К. Д.》，с. 49; 《Симбирск》，№ 30.
- (3) Там же, № № 29, 30, прим. 18, 29. さらに6月19日、首相兼内相のリヴォーフは、5月15-17日のシムビルスク郡農民大会決定を違法とし、その対策措置を県コミッサールに求めた。《Экономическое положение России накануне Великой Октябрьской социалистической революции》，документы и материалы, Ч. III, Л., 1967 [以下《Э. П.》と略記] № 128.
- (4) 《Симбирск》，№ № 43, 45.
- (5) 《Октябрь в Туле》，сборник документов и материалов о борьбе за власть советов в Туле и губернии в 1917 году, Тула, 1957 [以下《Тула》と略記] № 62.
- (6) Там же, № № 70, 76, 77.
- (7) Там же. 6月25日に首相リヴォーフはヴェネフ郡コミッサールへ、地主地占拠を阻止するよう打電していた。См. Там же, № 65.
- (8) 《Борьба трудящихся Орловской губернии за установление советской власти в 1917-1918 гг.》，сборник документов, Орел, 1957 [以下《Орел》と略記], № № 47, 55.
- (9) 《Курск》，№ 39.
- (10) Там же. № № 56, 86, с. 473; 《Э. П.》，№ 160.
- (11) 《Курск》，№ № 48, 68.
- (12) В. И. Кострикин, Земельные комитеты в 1917 году, М., 1957, с. 44-47.; 《Красный архив》，1926, т. XIV, с. 189-190.
- (13) 《Борьба за установление и упрочение советской власти в Рязанской губернии (1917-1920 гг.)》，Рязань, 1957 [以下《Рязань》，と略記], № № 22, 23, 40, прим. 12; 《Апрель》，№ 575; В. И. Кострикин, указ. соч., с. 47-51.
- (14) 《Борьба за советскую власть в Воронежской губернии 1917-1918 гг.》，сборник документов и материалов, 1957, Воронеж [以下《Воронеж》と略記], № 79; 1917 год в Саратовской губернии, сборник

- документов (февраль 1917-декабрь 1918 гг.), Саратов, 1957 [以下 «Саратов» と略記], № № 61, 64, 72, 79, 80, 81; «Борьба рабочих и крестьян под руководством большевистской партии за установление и упрочение советской власти в Тамбовской губернии (1917-1918 годы)», сборник документов, Тамбов, 1957 [以下 «Тамбов» と略記] № № 10, 12-14; «Нижегород», № № 164, 166, 167, 169, 171.
- (15) 県大会で県コミッサール, クーグシエフ公と同補佐ゲールマンに代って Ф. Ф. Федоров-Вичиとアシャーニンが, 県執行委員会ビュロー議長には Н. С. Степачев-Нифが, 県ゼムストヴォ議長にはボルドーフが選出された。フェドロヴィッチ, ステパчев-Ниф, ボルドーフは全て連立政府完全支持の右派エセルとメンシェヴィキーであり, 5月25日にクーグシエフが辞任するまで, 県地方権力の交替をめぐり, 中央政府との間で「交渉」が続いたのである。《Пенза》, № 37; 《Май-июнь》, прим. 55, с. 593; А. С. Смирнов, Крестьянские съезды Пензенской губернии в 1917 году, «История СССР», 1967, № 3, с. 22-23.
- (16) 《Май-июнь》, прим. 55, с. 593; А. С. Смирнов, Крестьянские съезды....., с. 25.
- (17) 《Май-июнь》, прим. 55, с. 593; 《Пенза》, № 43.
- (18) А. С. Смирнов, Крестьянские съезды....., с. 26.
- (19) モクシヤン郡, ケレンスク郡では, 農民騒擾が一層進展した。モクシヤン郡では, すでに5月9日に郡執行委員会が全ての耕されていない地主地, 修道院地を郷食糧委委員会の管轄下に移すと決定して以来, 郡コミッサールのポリシェヴィキー И. М. Офроб-Копфの下で, 急速に中央政府からの自立化がみられた。Р. К. Валеев, Кризис местных органов Временного правительства летом и осенью 1917 года (по материалам Поволжья), сб. статей «Октябрь в Поволжье и Приуралье», 1972, Казань, с. 122-3. 県コミッサールは7月4日に内相へ宛て, 土地占拠阻止の試みは「しばしば良い結果をもたらしていない」と確認せざるを得なかったのである。А. С. Смирнов, Крестьянские съезды..., с. 27; 《Пенза》, № 40; «К. Д.», с. 51, 97; 《Май-июнь》, № 395, прим. 147.
- (20) А. С. Смирнов, Большевики и крестьянские....., с. 68.
- (21) Д. С. Точеный, Банкротство политики эсеров Поволжья в аграрном вопросе (март-октябрь 1917 г.), «История СССР», 1969, № 4, с. 109-110.
- (22) «Самара», № 37; 「土地利用臨時規則」が大会へ提出されたさい, 協調派社会主義者は借地料支払いの項目を入れることを提議したが, 農民代議員の憤激にあい, 撤回された。Д. С. Точеный, указ. статья, с. 109-110.

- (23) Там же, с. 110; «Самара», № 39.
- (24) А. С. Смирнов, Большевики и крестьянские ..., с. 69-70.
- (25) オソルギーンは6月30日に事実上、職務をヴォールコフに譲るが、ヴォールコフが政府によって県コミッサールに是認・任命されるのは最終的には、7月21日である。В. И. Кострикин, Земельные комитеты в 1917 году, М., 1975, с. 179-181.
- (26) ニコラエフスク市の労兵ソヴェトではボリシエヴィキーが多数を制し、郡農民ソヴェトではエス・エルが指導権を握っていたが、労兵農統一ソヴェトの形成により、ボリシエヴィキーの В. И. Ермаков-Ченцов を議長とする郡人民権力執行委員会が創設され、「指令第一号」が出るに至った。«Самара», № 41, прим. 35.
- (27) Д. С. Точеный, указ. статья, с. 110-112; «Самара», № 45.
- (28) «Май-июнь», № 355.
- (29) «Татария», № № 238, 239; «Революционное движение в России в июле 1917 г.», июльский кризис. документы и материалы, М., 1959 [以下 «Июль» と略記], № 423.
- (30) «Татария», № 249, № 253.
- (31) «Революционная борьба крестьян Казанской губернии накануне Октября», сборник документов, Казань, 1958 [以下 «Казань» と略記], № 134.
- (32) Чекбоксальи郡の権力危機はカザン県全体に『Чекбоксальи事件』として知られていた。この事件の背景には、都市のロシア人住民とチュヴァシの民族的軌轢とともに、農業問題をめぐるЧекбоксальи労兵ソヴェトの中央政府からの自立化があった。「Октябрьская Революция и установление советской власти в Чувашии», сборник документов, Чебоксары, 1957 [以下 «Чувашия», と略記], № № 45, 47, 53; «Красный архив», 1936, т. 78 (№ 5), с. 94.
- (33) «Татария», № № 242, 269.
- (34) «Красный архив», 1936, т. 78 (№ 5), с. 90, 94.
- (35) 1917年6-7月には地主・貴族を中心に、中小の農民土地所有者を糾合して各地に土地所有者同盟が急速に組織され、協調体制と地方当局への批判を強め、積極的な農民騒擾弾圧策を要求した。О. Чадаева, Союз земельных собственников в 1917 году, «Красный архив», 1927, т. 21, с. 97, 110-112, 119. 地主層の地方権力からの離反と反撥が、地方権力の危機を一層深化させていた。
- (36) 「農民独裁」論はレーニンの著作に依拠して、スミルノフ、コストリキンらが主張している。В. И. Ленин, ПСС, 5-ое изд. т. 31, с. 378, т. 32, с.

- 173-4; А. С. Смирнов, Крестьянские съезды Пензенской..., с. 18, 30-31; Его же, Крестьянские съезды в 1917 году, М., 1979, с. 112; В. И. Кострикин, Крестьянское движение накануне Октября, сб. ст. «Октябрь и советское крестьянство», М., 1977, с. 19-20.
- (37) ペンザ県のエス・エル急進派は独自の分派を形成しておらず、サマール県のエス・エル《マキシマリスト》もエス・エルの多数を結集しておらず、《ミニマリスト》に対抗して内部で指導権を握るに至っていない。カザン県では、三月末にエス・エル《青年委員会》がエス・エル《老年委員会》に対抗して形成され、農民大会ではエス・エル左派のコレガーエフの指導で主導権をとるが、「革新された」臨時政府を支持し、協調体制を受容している。5-7月期に地方のエス・エル左派は一般農民代議員の圧力と村・郷での農民騒擾に促迫されてのみ、「農民独裁」の担い手たりえた。А. С. Смирнов, Большевики и крестьянские, с. 70-71; Д. С. Точеный, указ. статья, с. 113; М. И. Стишев и Д. С. Точеный, Распад эсеро-меньшевистских партийных организаций в Поволжье, «Вопросы истории», 1973, № 8, с. 18-19.
- (38) «Э. П.», № 128, прим. № 128², № № 126, 127, 140, прим. № 127¹¹; В. П. Семенов-Тянь-Шанский, Главный земельный комитет, «Архив русской революции», 1923, т. XII, с. 292; «Известия», № 75, 26 мая 1917 г., с. 5; «Речь» № 177, 30 июля 1917 г. [R. P. Browder and A. F. Kerensky, selected and edited, *The Russian Provisional Government 1917. Documents*, vol. II, Stanford, 1961, no. 491]
- (39) 「残部内閣」においても、農相チエルノーフと内相ツェレチェリ、食糧相ペシエホーノフの対立がみられた。「Июль», № № 244, 250, 252; «Известия», № 125, 23 июля 1917 г., с. 8.

Ⅳ 農民の「スチヒーヤ」

村・郷の世界において農民のスチヒーヤ発現の契機となったのは、首都をはじめとする都市の2-3月の変革と「自由の到来」であった。⁽¹⁾農民は「自由」の意識のもとで、村・郷の世界から非共同体的人物の追放・排除を進めた。初期の郷委員会へは種々雑多な農村居住者が選出されたが、3-5月期の改選を通じて、インテリゲンツィアを避け、地主、フートル農、オートルブ農、司祭などを排除し、専ら共同体農民から構成されるようになった。⁽²⁾郷委員会は公的機関というよりも、サポートに似ており、村・郷のサポートに依拠してはじめて存立しえた。村・郷スポー

トは、秘密投票と多数決原理が支配する「民主的」な場ではなく、「喉」《Глотка》と「一致」《единогласие》の支配する共同体意志の表現の場であった。県・郡の都市的地方行政から自立的で、県・郡レベルの農民大会とも異質な、専ら無党派の文盲農民が結集する、直接的・日常的なオーラルな農民の革命世界が、ここには存在した。⁽³⁾

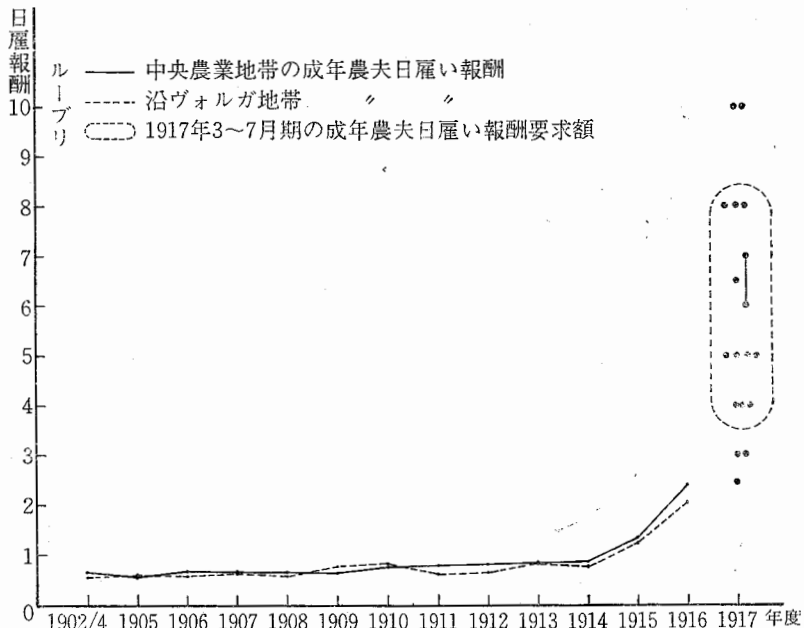
共同体にあって、農民は外からの情報に非常に敏感であった。農民代言人 *ходок* の頻繁な往来、賜暇兵士・脱走兵、出稼ぎ農民の村への出現、都市労働者や水兵・兵士の農村での宣伝・扇動、兵士の故郷への便りや各種印刷物の農村への流入によって、農民は共同体の外から情報を貪欲に吸収した。しかし、彼らは伝統的に継承・蓄積してきた社会意識にてらしてこれを解釈し直し、新たに錬成しつつ、農民騒擾を展開していく。中央、県・郡レベルの種々の農業問題に関する決定も、農民により解釈し直され、直ちにより、ラジカルに実施されていくことになる。⁽⁴⁾

村・郷の共同体世界は4-7月期に、中央や地方での協調体制の成立に際しても、臨時政府から自立して独自の世界を形成していた。農民は、村・郷サポートに結集し、その決定に従い、郷(土地)委員会を先頭に行動し、旧来の郷裁判は改変され、民警は無力化し、政府の行政・警察・司法機関から自立的な世界が形成された。⁽⁵⁾ しばしば、この村・郷の世界の自立化は、「共和国」の出現と指摘されていた。⁽⁶⁾ また、農民がブリガヴォールなどの中で表明した「自治」の思想は、⁽⁷⁾ 変革期における伝統的な要求であったが、農民が村・郷サポートで自からの主体的力量を運動化していく際の、共同体農民にとって不可欠の民主主義の表現であった。農民はこの時期に、自からを「市民」、「自由な市民」と意識し、「自由」⁽⁸⁾ を感得しつつ、「人民の法」、「人民の意志」の名の下に行動した。村・郷共同体の世界における「自治」-「自由」-「市民」-「人民の法」などの社会的流通語に表現されている変革期農民の民主主義は、大衆的な直接的な村・郷サポートを場とし、共同体で歴史的に継承されてきた社会価値観・憎悪に依拠し、社会正義と平等の直接的な実現の志向を意味していた。それは、代議制に依る近代民主主義機構とは異質で対抗的な運動で

あった。

このような自立的な共同体世界で、農民は外からの情報に刺激されつつ、三圃制農法と結びついた農作業リズムに促迫されつつ、様々の形態の農民騒擾を展開していった。農民騒擾の主要形態は、土地占拠、地代引下げ、農作業報酬引上げ、共同体的用益地の擁護・奪還であったが、これらの騒擾は、春播き夏畑の耕耘・播種、草刈り・干草づくり、夏畑・冬畑の取入れ作業、冬畑用休閒地の耕耘、家畜の共同放牧などの三圃制下共同体農民の農作業と結びついて展開した。土地占拠では、農作業リズムと関連して、夏畑、休閒地、草地、冬畑や種々の共同体的用益地

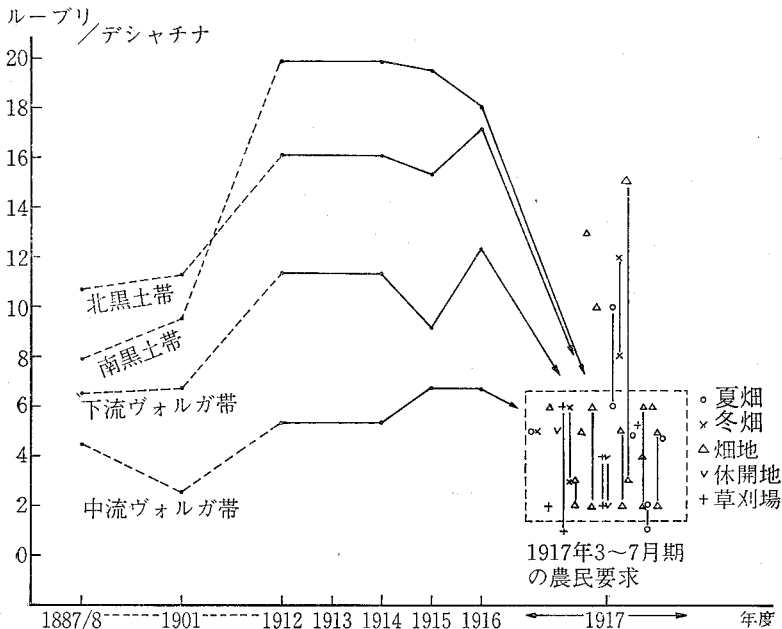
図Ⅰ 農作業日雇い報酬額の動向（中央農業地帯と沿ヴォルガ地帯
1902/4～1917年）



典拠：И. Г. Дроздов, Заработная плата сельскохозяйственных рабочих до и после Октября, Л., 1930, с. 12-13: 1917年の農民要求は次の史料からとった。《Э. П.》ч. III, № № 206, 229, 278; 《Апрель》№ № 577, 646; 《К. Д.》с. 16, 46, 47, 83, 84, 141; 《С. К.》, ч. II, № 453; 《Рязань》№ 22; 《Курск》, № № 37, 77, 97; 《Воронеж》, № 80.

が次々と占拠の対象となった。地主地の借地料引下げ、借地形態変更、地主農場での農作業報酬額の引上げを中心とする闘争も4-7月期の農作業リズムに結びついて広範に闘われた。このような地主地の一部占拠、図Ⅰ、Ⅱにみられるような農民の低地代(2-6ルーブリ/デシャチナを中心)に19ルーブリ以下)、高労働報酬(農夫日雇い報酬4-8ルーブリ)の要求は、村・郷サポートとそれに依拠する郷委員会によって決定実施され⁽⁹⁾、地主的土地所有に大きな脅威を与えるものであった。⁽¹⁰⁾同時に農民は種々の共同体用益地の擁護・奪還のため執拗に闘っている。共

図Ⅱ 借地料の変化(中央農業地帯と沿ヴォルガ地帯 1887/8~1917年)



典拠: А. М. Анфимов, Российская деревня в годы первой мировой войны (1914-Февраль 1917 г.), М., 1962, с. 154; его же, Земельная рента в России в начале XX века, М., 1961, с. 164.

1917年の農民の借地料要求額は次の史料からとった。《Апрель》№ № 593, 657; 《Июль》№ 497; 《Казань》№ № 166, 180; 《Рязань》№ № 22, 25; 《Курск》№ № 46, 48; 《Симбирск》№ 34; 《Пенза》№ 55; 《Воронеж》№ 80; 《Самара》№ 26; 《Орел》№ 18; 《Нижегород》№ 167; 《Э. П.», ч. III. № 278; 《К. Д.》с. 46, 91, 154.

同体的用益地は三圃制下の農民経営には、家畜の飼料・放牧・移動に不可欠であり、農民生活に、薪・建材を供給し、野苺、きのこ、魚などの食物の補給の場でもあった。草地、草刈場、家畜通路、水飼場、森などで騒擾が起こり、家畜踏害と盗伐などの森林騒擾は、農民騒擾全体⁽¹¹⁾のなかで大きな割合を占めていた。

このように村・郷次元で、農作業リズムに促迫されて絶えず進展する農民騒擾を通して、農民の志向する土地制度が鮮明に現れてきた。それは、郷の上級土地管理権、村団の下級土地管理権、個々の農民経営⁽¹²⁾の實質的土地用益権を内実とする共同体的土地所有であり、三圃制農法の厳格な実施と結びついていた。農民が多くの要求、決定において私的土地所有を否定し、「全人民の財産」とし、あるいは「国家的所有」を主張するとき、その内実⁽¹³⁾は郷・村の共同体的土地所有の確立と国家権力によるその承認を意味していたといえる。三圃制強化の志向は、地主の輪作・牧草栽培の侵害と禁止、フートル農やオートルブ農への三圃制共同体への復帰強要、三圃制下の開放耕地制の実現をめざす家畜踏害などに明瞭に示された。農民土地銀行シムビルスク支部は5月6日付の報告書のなかで、「県内の殆んど到る所で、村団が銀行債務者のも⁽¹⁴⁾とから、彼らの完全な所有物件であるオートルブ及びフートル地片を占拠し、不動産権利証書を奪っており」、農民によって占拠された土地は共同体構成員の間で分割され、多くの場合に、三圃制下の耕作強制に従って同一作物が播種された⁽¹⁵⁾と指摘している。農民は、共同体の内外から共同体秩序に脅威を与えてきた地主、商人、借地農、フートル農、オートル農、共同体内の富裕農を攻撃対象とした。農民騒擾の闘争主体は、地主の下で高地代低労働報酬に苦しみ、フートル農、オートルブ農などの非共同体的農民土地所有に脅威を抱き、共同体的用益地の不足に苦しみ、三圃制下の共同体に依拠せざるを得ない圧倒的多数の共同体農民であり、しかも多くは旧体制下の農村秩序に慣従し受容してきた老人層よりは、未成年層と農婦層を従えた若年層であった⁽¹⁶⁾。彼らは、三圃制下の共同体で継承してきた協働的農作業と耕作強制にみられる共同体的行動力に助けら

れ、農作業リズムに促迫されつつ、共同体における騒擾の原動力を創出していたといえる。⁽¹⁷⁾

農民騒擾のなかで、農民は彼らが共同体で伝統的に継承してきた社会的敵意、価値観を提示した。農民は地主に対する伝統的な敵意とともに新興のオートルプ農、フートル農への強い敵意も顕わにしている。⁽¹⁸⁾ また、農民は、農村で新たに流通し始めた「ブルジュイ」буржуй という用語の中に、都市生活や都市工業の崩壊からくる生活難、農村における都市的利害の擁護者、都市文化を吸収している農村の富裕農、地方当局や地主利害の擁護者などに対する反感・疎遠感をこめ、村・郷の共同体世界の外にある、あるいは外から農村に持ち込まれた都市的な対象への脅威一般を蔑視をこめ漠然と示していた。⁽¹⁹⁾

農民はこのような社会的敵意を抱きつつ、自からの土地要求を提出していた。農民は、「土地は人の手により造られたものではなく、売り買いされてはならない」、「神の賜物」と述べ、森や水域なども含め土地の私的 land 所有を否定し、土地の帰属をそこへ投下された労働によって主張した。⁽²⁰⁾ 6月9日に全村団の代表を集めて開かれたヴェルフネ・ハヴァ郷（ヴォローネシ県）の執行委員会が採択したプリガヴォールは、全ての地主、僧侶、旧ロマーノフ王朝の土地没収を主張し、「なぜなら、土地は我々農民大衆の血と骨肉によって獲得され、このことがあらゆる不公正な土地所有を根絶し、我がロシア国家の全勤労人民に対する平等な土地分与に移行する争う余地のない公正な権利を与えている」とし、全ての土地が「国家的資産」となり、「真正に個人的かつ勤労的な共同体」へ割り当てられることを要望した。⁽²¹⁾ 土地帰属を労働に求める農民のこのような勤労倫理は、地主、オートルプ農、フートル農、富裕農などの土地を占拠する際に、彼らに「自分の力」、「自分の労働」で耕せる部分のみを残すという農民の通例の行動にも現れていた。また、「自分の力」、「自分の労働」による土地帰属は、農民の土地用益における「平等」の実現志向と不可分に結びついていた。⁽²²⁾ 共同体農民のこのような勤労倫理に基づく土地帰属の主張は、歴史的であり、領主＝農民関係

に補強されていた。ルスコエ・マスキノ村（ペンザ県）の村スホートは、4月6日に採択したブリガヴォールのなかで、農奴解放とともに商人らの手に渡った土地が「我が村の古老の語り伝えによると、全く我が村団に属しており、我々は全ての畑を播種し、草地を刈取っていた」と表明し、その土地に対する共同体の歴史的権源を主張していた。⁽²³⁾農民は「古老の証言」により「父、祖父、祖先」が歴史的に耕してきた土地の自からへの帰属を主張しつつ、自からが農奴として隷属していた領主（地主）の土地は、自からのものという論拠で補強・実証していた。⁽²⁴⁾「我々は旦那のもの、だが、土地は我々のもの」《мы - ваши, а земля - наша》というロシア農民の封建制下での土地確保をめざす対句的表現は、農奴解放以降、前句は後句を論拠づけ補強し、旧領主地の農民への帰属を示す歴史的権源を構成し、意味変換をきたしていた。⁽²⁵⁾農民の基軸的価値観をなしていたのは勤労倫理であり、それは、農奴制以来、歴史的に共同体で継承されてきたものであり、密接に共同体の「平等」倫理と結びつきつつ、土地をはじめとする自然に対する私的所有を否定し、農民が自からの共同体へ土地帰属を主張する主要な歴史的権源をなした。この勤労倫理は、私的土地所有、土地売買と借地、雇傭労働の禁止を内包するものであり、農村への資本主義的商品＝貨幣関係の浸透に巻き込まれつつ、それに抗してきた農民の生活倫理でもあった。農民は、共同体の父祖伝来の勤労倫理に依り、封建制以来の地主的土地所有と農村の資本主義的諸関係を拒否し、土地をはじめとする自然に対する共同体の歴史的権源の復興と国家権力によるその認証を求めたのである。

このように村・郷の共同体世界で発現した農民のステヒーヤは、その「自治」において自立的であり、共同体で継承してきた社会意識において自律的であるとともに、共同体の外に対しては待望的であった。農民にとって、「自由 свобода」は外から到来し与えられた解放情況と結びついており、農民のブリガヴォールなどにみられる「待望の時」到来の意識も共同体農民の共同体の外にある権力への政治的期待と依存を示していた。⁽²⁷⁾農民が自からの解放の認証を外部に求めるという、共同体のも

つ政治的幻想は、ロシア農民の解放思想に歴史的に内在しており、帝政ロシアにあっては、ツァーリや国会へ向けられた共同体的政治的幻想が1917年の春-夏には、臨時政府、国会、憲法制定議会へと向けられていたのである。農民と、農民を抑圧する地主・官吏、彼らを制裁し農民を解放するツァーリという農民の解放思想に伝統的な三極構造の枠組は、ツァーリズム倒壊後も変容しつつ存続していたといえる。農民の政治的幻想は、共同体が地理的に互いに分散し、共同体の域を越える農民代表の会集が、数ヶ月に一度の県・郡レベルの農民大会であったという社会的条件のみならず、農民の階級意識が共同体に強く拘束され、共同体意識を通してしか表現されえなかったことによる。⁽²⁸⁾ 共同体は土地の歴史的権源をめぐり相互に孤立し、しばしば敵対しつつ、在地の共同体世界では、地主やフートル農、オートルプ農、借地農、富裕農に対して攻勢的であり、移住農や他所者農業労働者には排外的であり、同時に共同体の外に対しては自衛的「自治」に留まり、いわば「小宇宙」的世界を形成していた。⁽²⁹⁾ このような共同体の相互分散性と自己閉鎖性が、共同体農民の「待望の時」意識と政治的幻想を培養していたといえる。⁽³⁰⁾

1917年4-7月期の農民騒擾は、村・郷の共同体農民が、二月革命後の「自由」の意識の下で、共同体で伝統的に継承してきた社会意識を新たに錬成しつつ、農作業リズムに促迫され、自立的、自律的に展開した共同体農民のステヒヤとなって発現した。この農民ステヒヤを前にして地主的土地所有に基礎をおく、雇役制的農業構造、地主的農村諸産業（製糖業、製材業、醸造業、煉瓦製造業など）、欧露南東部の大農経営、非共同体的な農民小経営は崩壊の危機に瀕した。村・郷の共同体世界での農民ステヒヤは、共同体の外に幻想を抱きつつ、情報を吸収し激しく醸成し、しばしば、突発的な破壊・暴行を伴って現象し、県・郡レベル、中央政府レベルで協調体制下の権力危機を重層的・複合的に進化させる推進力であった。だが、村・郷の共同体世界のステヒヤは、自からの中から国家権力を上向的に構築し、自からの解放の道を提起することはできず、共同体の世界で底流・燃焼していたのである。

註

- (1) «Июль», № 405.
- (2) «Красный архив», т. XV, 1926, с. 42; «К. Д.», с. 18; «Май-июнь», № 357.
- (3) «Красный архив», т. XV, 1926, с. 41, 43, 45; Я. Садовский, Как я делил землю, «Русская мысль». 1923-4, кн. IX-XII, с. 328-9; «1917 год в деревне», воспоминания крестьян, М., 1967, с. 36. 農民の文盲率は地域や階層によって差はあるが一播種地なし農と富裕農の文盲率は相対的に低い一, 中央農業地帯や沿ヴォルガ地帯の農民では著しく高かった。1910-11年のシムビルスク県では, 男子農民の72%, 女子農民の96.1%が文盲であった。農村男子の2-3割を占める識字農も, 殆んどは文字により思索する社会層ではなく, 情報吸収と算術上の識字能力であり, 圧倒的な文盲農民から独自の意識世界を形成してはいない。См. «Симбирск», приложения таблица № 9.
- (4) 国会地方連絡部は, 情報を求める農民の首都への「巡礼」の大きな流れ, 地方での新聞や本の著しい需要を確認している。又, 次のように指摘している。「『政府通報』が取り寄せられている所でさえ, 最終的な法と草案が区別されていない。農民にとって最も望ましく, 久しく期待されたものが表現されている新聞, 決議から, 他の諸条件や他の社会諸階級の利害が何であろうとまわずに, 数行が『最も正しい法』として普通は受け入れられている。」«Красный архив», 1926, т. XV, с. 43, 55-6; «Май-июнь», № 357; В. Гуревич, Всероссийский крестьянский съезд и первая коалиция, «Летопись революции», кн. 1, 1923, с. 194, 196. このように農民が共同体の外部からの情報を自からの価値観にてらして解釈し толковать, 聞きとる слушать 過程は, 一定の史的状況で常にみられた社会的現象であった。農民は社会的危機のなかで, 外部の世界を認識しようとする強い知的欲求にかられ, 貪欲に情報を収集し, それを彼らの敵意・恐怖・希望の心的座標において, 平準化し, 強調・同化した。こうして情報は共同体のオーラルな世界では, 「噂さ」толки-слухи として絶えず流通した。村・郷の共同体農民にとって, 情報のこのような社会的流過程程は, 歴史的随伴現象であった。T. Emmons, "The Peasant and the Emancipation", pp. 48-50, 63-4, 67, in W. S. Vucinich ed., *The Peasant in Nineteenth-Century Russia*, Stanford University Press, 1968.
- (5) «Рязань», № 25; «Татария» № 28; О. Чадаева, Союз земельных, с. 102; И. Верменичев, Крестьянское движение между Февральской и Октябрьской революциями, «Аграрная революция», т. II, М., 1928, с. 179, 199.
- (6) «С. К.», ч. II, с. 151; «Татария», № 288; «Нижегород», № 283.
- (7) «Правда», № 23, 1 апреля 1917 г., с. 4; «Казань», № 120; «Тата-

- рия», № 208. 変革期に農民から出た史料には「国家」の存在を否定するものは見い出されない。農民の「自治」の思想は、決して「国家」に対抗し、それを否定するものとして意識されてはいなかった。共同体「自治」は、その外に自からを認知する権力を想定せざるを得なかったのである。
- (8) 《Март», № № 651, 681; 《Май-июнь» № 382; 《Правда», № 87, 4 июля 1917 г. с. 4; 《Красный архив», т. IV, 1926, с. 192; 《Орел», № 103; 《Курск», № № 99, 131, прим. 47.
- (9) クズイミーンは、カザン、シムビルスク両県のチュヴァーシ居住地域で、村スホートのプリガヴォール、郷土地委員会の決定により、5-6月期の農民土地占拠が行われたことを実証している。В. Л. Кузьмин, Крестьянское движение в Чувашии в период подготовки Октябрьской резолюции, Чебоксары, 1957, с. 123, 127-8, 135-6. ロシア農民居住地域でも同様であった。《Апрель», № № 572, 609, 618; 《Май-июнь», № № 357, 387; 《К. Д.», с. 9, 16, 20, 86, 89-91, 156, 160; 《Татария», № № 257, 260; 《Красный архив», 1926, т. IV, с. 226, 1926, т. XV, с. 46.
- (10) 日南田静真「ロシアの「農民の指令」について」(椎名重明編『土地公有の史的研究』御茶の水書房 1978年 所収) 168-171頁。
- (11) 中央民警部の報告によれば、1917年6月-7月前半の農民騒擾のうち、草地、草刈場、森林の占拠、木材搬出禁止と勝手な搬出は、全体の三割を越えていた。《Э. П.», ч. III, № 261, с. 406-7.
- (12) 地主、フートル農、オートルブ農、富裕農などの畑地、休閒地、草地、林などの郷内各村団への分配に際して、郷-村団-農民経営の三次元から構成される共同体的土地所有が鮮明に現れている。《Казань», № № 114-116, 126, 136, 137, 142, 153, 162, 174, 183, 184, 207, 212; 《Татария», № 258; 《Воронеж», № 96; 《Самара», № 26.
- (13) 《Самара», № 13; 《Воронеж», № № 78, 79; 《Курск», № 84; 《Май-июнь», № 348; 《Красный архив», 1926, т. IV, с. 194; 《К. Д.», с. 42, 87, 143, 214, 219.
- (14) 《Симбирск», № 23.
- (15) フートル農, オートルブ農, 借地農, 購入地持ち農, 富裕農(зажиточные, богатые, домовитые)などは、しばしば共同体農民の死亡分与地(вымороженные наделы, укрепленная на умершие души земля)や私有確定地(укрепленная земля)を集中し、又、農村に製粉所、蔵、小店、酒倉などの営業施設を有し、共同体農民の勤労倫理、平等意識に抵触し、共同体的土地所有に脅威を与えるため攻撃対象となっていた。《Татария», № № 244, 250, 251, 256, 264, 268; 《Казань», № № 110, 145, 152, 169, 172, 178, 190, 191, 193, 197, 201, 205, 208, 209, 211, 223, 354, 358, 363; 《Курск», № 35; 《Воро-

- неж», № № 69, 77; «Самара», № 38; «Нижегород», № № 153, 155, 158, 161.
- (16) «Известия ЦИК и Петроградского совет рабочих и солдатских депутатов», № 121, 19 июля 1917 г.; «Нижегород», № 170; «Казань» № № 108, 113; О. Чаадаева, указ. статья, с. 107; J. Кеер, *The Russian Revolution*, pp. 220-221. 改革後農村における家父長制家族の下で、若年層と農婦層は独自の困難を負っていた。若年層は、共同体での世帯形成層 **новодушники** として分与地の新たな割当てを求め、旧員数分与地保有農 **стародушники** と対抗しており、農婦層は出稼ぎや戦時徴兵による男子労働力の流出により、在村での地位を向上させていた。農村の未成年層、農婦層を従えた若年層は、革命期には農村秩序変革派として登場し、1917-21年には共同体で激しく分家を促進させることになる。А. М. Анфимов, П. Н. Зырянов, Некоторые черты эволюции русской крестьянской общины в пореформенный период (1861-1914 гг.), «История СССР», 1980, № 4, с. 30, 33; Т. Shanin, *The Awkward Class. Political Sociology of Peasantry in a Developing Society: Russia 1910-1925*. Oxford, 1972, p. 157, p. 175.
- (17) 農民は農作業カレンダーに従い、一定期日までの農作業の遂行を地主などに迫りつつ、行動を起こしていた。「Курск», № № 47, 55; «К. Д.», с. 82.
- (18) «1917 год в деревне», с. 39, 80, 86; «Казань», № № 109, 218; «Э. П.» ч. III, № № 165, 278.
- (19) «Известия.....», № 121, с. 9; «Новая жизнь», № 39 с. 4; «Русские ведомости», № 193, 24 августа 1917 г. с. 1 [Browder and Kerensky, ed., *The Russian Provisional Government 1917*, Stanford, 1961, vol. II, p. 640]; «Май-июнь», № 357; «Э. П.», ч. III. № 278; «С. К.» ч. II, с. 244; «Орел», № 232; «Чувашия», № 83; Z., К познанию происшедшего, 1918-1919 гг. «Русская мысль», кн. IX-XII, [1923-4 гг.], с. 207; Н. М. Силаева, указ. статья, с. 54.
- (20) «Симбирск», № 38; «Татария», № 236.
- (21) «Воронеж», № 81.
- (22) **Ивгашефка村** (ニジェゴロド県) では、5月13日に採択されたブリガヴォールのなかで、村民は購入地を持つ富裕農に対して、「自分自身の腕で耕しうる」土地のみを残し、他は農民の間で分割すると決定していた。「Нижегород», № 161. その他多くの史料が「自己労働」を主張しているが、これは、伝統的な農民の土地用益における「平等」実現の方法であった。「Март», № 648; «Апрель», № № 558, 562; «С. К.», ч. I. с. 87; «Казань», № № 161, 165. 他に「口数」による平等の実現もみられる。См. «Рязань», № 38. 「口数」による土地用益平等の実現は、19世紀後半以降その比重を増し、共同体における小農民経営の生産(労働)と消費の二側面からの「平等」実現は、1917-18年の農民

- 革命において、対抗的に相補完し、農民経営の平準化をもたらした。А. Кауфман, Сельская поземельная община в России. «Энциклопедический словарь», изд. Русского Библиографического института Граната, т. 38, М., 1938, стб. 59-61.
- (23) «Апрель», № 559.
- (24) «Март», № 650; «Апрель» № 683; «Татария», № 264; «Казань», № № 116, 174; «Тамбов», № 9; «Пенза», № 44; Z., К познанию, «Русская мысль», 1923, кн. IV-V, с. 239-240.
- (25) 農奴解放期におけるこの意味変換は、すでに次の論文で指摘されている。
Г. А. Кавтарадзе, К истории крестьянского самосознания периода реформы 1861 г., «Вестник Ленинградского университета», 1969, № 14, с. 63.
- (26) «Апрель», № 562; «Казань», № 165; «Курск», № 59.
- (27) 農民の「自由 свобода-воля」意識には、常に外から与えられた解放の意識が付着していた。しばしば、「свобода」は農民に外から表明されたり、到来したものと意識され、「воля」は農民の伝統的用法では、シベリア移住を指したり、1861年の農奴解放も「自由 воля に放たれた」と表現されていた。См. «Июль», № 405; «Воронеж», № 81; «Пенза», № 44. 地方当局が二月革命後の「自由 свобода」の中に、農民が「横暴 своеволие」を見い出さないように警戒したのも、農民の自由意識の外発性が内発性へ転化するのを恐れてのことである。「Нижегород», № 46. 農民の「自由」意識に付着しているこのような外発性が、共同体農民の「我々の時」, 「新しい幸福」, 「待望された貴い時」の到来観念と関連していた。「Казань», № № 194, 216.
- (28) ソ連歴史学をはじめ、一般に民衆のツァーリ信仰は1905年の血の日曜日事件をもって終結した、とされてきた。だが、農民にとっては、第一次ロシア革命期を通じてツァーリ信仰は変容しつつ存続したし、第一次大戦中にも、そのことは確認できる。1917年の二月革命以降、農民は「人民の法」に依って行動していたが、その際、臨時政府が農民にこの「法」を認可し、地主との闘争を援護していると解釈していた。村・郷の共同体世界にあって、農民は臨時政府の農業政策を掘り崩しつつも、意識的には政府を支持するという現象が広範に存在したのである。См. И. Верменичев, Крестьянское движение, с. 180-181, 183, прим. 1; «1917 год в деревне», с. 31.
- (29) 農民が自からを「人民」と呼ぶ際、「自からの最も近い村」を意味していたとキルサノフ郡の地主は揶揄していた。「Красный архив», т. IV, 1926, с. 195. また、農民が提出した民主共和国の要求も、共同体の三年任期の村長に似せて、「三年近づけば、もし良ければさらにやらせろ、だが良くなければ首を捉えろ」と考えられることがあった。「Красный архив», т. XV, 1926, с. 36-7.

- (30) 《Пенза》, № 44; 《Татария》, № 232; 《Красный архив》, т. XV, 1926, с. 46.
- (31) 1917年夏にすでに経済的崩壊のなかで、郷村の共同体は郷領域の内外への農産物、農具・役畜などの搬出、搬入を規制する傾向を示しており、商品流通においても自衛的な小宇宙的な単位としての姿を現わしつつあった。См. 《Казань》, № № 126, 137, 161, 178.

結 び に か え て

1917年4 - 7月期に村・郷次元で展開した農民騒擾は、農民のストチヒーヤとなって現れ、県・郡レベル、中央政府レベルで重層的複合的に権力危機を醸成した。協調体制下での農業問題をめぐって進展したこの危機への対処は、七月事件以降、基本的には二つの方向でなされた。一つは、総司令官 A. Г. コルニーロフによる戦時軍事独裁の企図であり、戦線地域ですで行われていた農民騒擾弾圧措置を全ロシア的に拡大しようとするものであった。しかし、これは失敗した。他方、8月から秋播き冬畑の農業の始まりとともに農民のストチヒーヤは活性化し、9月8日のタムボフ県コズロフ郡スウィチェフカ村事件をはじめとして、中央農業地帯と沿ヴォルガ地帯で、農民ストチヒーヤは爆発し農民蜂起となって展開した。このストチヒーヤの爆発に直面して、地方エス・エルを中心とする県・郡指導部は、一連の地域でストチヒーヤのアナルヒヤへの転化を恐れ、その予防措置として、全ての土地・森林を土地委員会の記帳に委ねる決定をなした。このような地方での農民ストチヒーヤの9 - 10月期の爆発とそれへの対応を通じての地方権力の一層の危機の深化に促迫されて、中央ではエス・エルの農相マースロフによる農業法案が審議されていた。だが、マースロフ農業法案はその審議を通じて骨抜きにされ逡巡している最中に、首都の労働者・兵士の武装蜂起によって葬り去られた。⁽³⁾ 第二回全露労兵ソヴェト大会が10月26日に採択したレーニン起草の「土地に関する布告」は、協調体制の下で醸成してきた農民ストチヒーヤを革命の力として積極的に解放するものであった。1917年秋の、エス・

エルとボリシェヴィキの農民スチヒーヤへの対応の質的相違はまさに歴史の奸策であった。エス・エルの若き指導者 B. M. チェルノーフはタムボフ県への追放のなかで、農民のスチヒーヤに農民の社会主義へ向う主体性を見出し、それを党綱領に位置づけ、名実ともにエス・エル党が農民の党であることを自負し、自からは連立内閣にあって「農村」大臣を自認していた。⁽⁴⁾ このチェルノーフが、1917年の革命過程で、地主の極端な硬化したマキシマリズムに対抗する農民の「憂鬱な反マキシマリズム」が、ボリシェヴィズムの土壌を形成したと嘆き、9月8日のスウィチュェフカ村事件を「農村ボリシェヴィズム」の誕生を示すものと断罪するとき、⁽⁵⁾ エス・エル党が農民のスチヒーヤを前にして、そのアナールヒヤへの傾斜を恐れ、逡巡した姿が示されているのである。他方、ボリシェヴィキの指導者レーニンは、労働者の党として労働運動における労働者のスチヒーヤ性に対して革命家の意識性を外部から注入することの必要性を強調するのを一つの出发点としていた。だが、彼は1917年の革命においては、農民のスチヒーヤをアナールヒヤ、ポグロムとみなすのを批判し、そこに革命を担う積極的な「創造性 творчество」をみようとした。⁽⁶⁾ 近代ロシアにおいて、共に民衆のスチヒーヤ性と切り結びつつ出発した二つの革命政党が、一方は農民スチヒーヤのアナールヒヤへの予防措置として、中央政府・土地委員会の審議過程で作成された法案を準備したのに対し、他方は全露農民大会へ提出された242の農民ナカースーその多くは、村・郷のサポートで作成されていた一に依拠し、スチヒーヤを革命の不可欠の推進力として容認し、その創造性への転生を志向したのである。

ともあれ、1918年春から農民のスチヒーヤは「総割替」となって発現し、革命期に自己変革しつつ再生・強化された村・郷の共同体と農民のスチヒーヤは、20年代を通じてソヴェト政権の農業政策と対抗しつつ、自立的に存続した。しかし、スターリン集団化の下で、共同体は廃止され、学校教育と成人教育を通じての農村での文盲一掃とともに、共同体で伝統的に継承され錬成されてきた自律的な社会意識・文化は解体して

いった。⁽⁷⁾ 1930年代半ばには、スターリン体制の確立とともに、農民の自立的・自律的世界としての郷村共同体と、そこから絶えず現象してくる農民のステヒーヤは、その歴史的・生命に終止符をうった。

註

- (1) «Июль», № 262; «К. Д.», с. 416-7.
- (2) タムボフ県の9月13日付「指令第3号」、カザン県土地委員会の9月23日決定、サラトフ県セルドブスク郡での9月末の決定、トゥーラ県土地委員会の10月13日付決定、リャザン県タンコフ郡の10月17日付ゼムストヴォ決定、クルスク県の10月中旬の決定、ニジェゴロド県コミッサールの10月23日付内務省宛報告。
- (3) «Э. П.», ч. III, № № 147, 151.
- (4) M. Perrie, *The Agrarian Policy of the Russian Socialist-Revolutionary Party*, Cambridge · New York · London · Melbourne, 1976, pp. 21-33. エス・エル党の農業綱領は次のように述べていた。「土地諸関係の改造問題において、エス・エル党は、社会主義とブルジョワ所有者の諸原則に反対する闘争のために、ロシア農民の共同体的な勤労的な見解、伝統、生活形態、とりわけ彼らの間に普及している、土地は誰のものでもなく、労働のみがその用益権を与えるという信念に依拠しようと努める。」 Протоколы первого съезда Партия социалистов-революционеров, б./м., 1906, с. 363.
- (5) V. Chernov, *The Great Russian Revolution*, translated and abridged by Ph. E. Mosely, New York, 1966, pp. 260-261.
- (6) 1902年のレーニンの著作『何をなすべきか』では、労働者の「ステヒーヤ性」と社会民主主義者の「意識性」が強く対置されていた。(В. И. Ленин, ПСС, 5-изд., т. 6, М., 1972, с. 28-53.) だが、1917年の第二回全露労兵ソヴェト大会での農業問題の報告では、協調派の農業政策を批判しつつ次のように述べた。「生活は最良の教師である、それは誰が正しいか指し示している、一方の端から農民を、他方から我々をこの問題の解決にあたらしめよ。生活は我々を、革命的創造性の共通の流れの中で、新しい国家諸形態の形成において、接近させるであろう。我々は生活に従わねばならない、我々は人民大衆に創造の全き自由を委ねばならない。」(В. И. Ленин, ПСС, 5-ос изд. т. 35, М., 1969, с. 27) 革命過程における民衆のステヒーヤを積極的に位置づける見解は、地方の他のポリシェヴィキ指導者、В. В. Крайвицкий, В. В. Клара-Еф, С. П. Селедёрにも共通していた。「Самара», №114; «Рязань», № 115; «Триумфальное шествие советской власти», ч. 1, М., 1963, № 399.
- (7) В. П. Данилов, Земельные отношения в советской доколхозной деревне, «История СССР», 1958, № 3, с. 123-8; N. S. Timansheff,

“Overcoming Illiteracy. Public Education in Russia, 1880-1940”. *The Russian Review*, 1942, vol. II No. 1, pp. 87-8.